

保育行政の動向と課題について

子ども・子育て支援に必要な財源の確保について

○社会保障と税の一体改革等により、子ども・子育て支援に必要な財源は**1兆円超**とされている。

(参考1)子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)(抄)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

(参考2)少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

施策の具体的内容 1. 重点課題 (1)子育て支援施策を一層充実させる。

①子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

○地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な1兆円超程度の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。

0.7兆円(消費税財源)

「量的拡充」「質の向上」分

(主なメニュー)

○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業などの
量的拡充

○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)

○職員給与の改善(+3%)

○研修機会の充実

○放課後児童クラブの充実

○社会的養護の量的拡充 等

0.3兆円超(左記以外の財源)

「質の向上」分

(主なメニュー)

○職員給与の改善(+2%)

○1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)

○4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)

○施設長、栄養士、その他職員の配置

○延長保育の充実 等

平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項		事 業 内 容	平成29年度 予算 ^(注1)	国分		地方分	(参考) 平成28年度 予算額
				国分	地方分		
子ども・子育て支援		子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	^(注3) 2,985	3,541	5,593	
		社会的養護の充実	416	208	208	345	
		育児休業中の経済的支援の強化	17	^(注4) 10	6	67	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等					
		・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301	904	
		・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	442	313	129	422	
		地域包括ケアシステムの構築					
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241	724		
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196		
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	429	215	215	390		
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
		国民健康保険への財政支援の拡充					
		・ 財政安定化基金の造成(基金の積立残高)	1,100 (1,700)	1,100	0	580 (600)	
		・ 上記以外の財政支援の拡充	2,464	1,632	832	1,644	
		被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	210	
		70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248	
介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	111	218			
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089		
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10	—		
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	44	41	3	32		
合 計			18,388	10,511	7,877	15,295	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

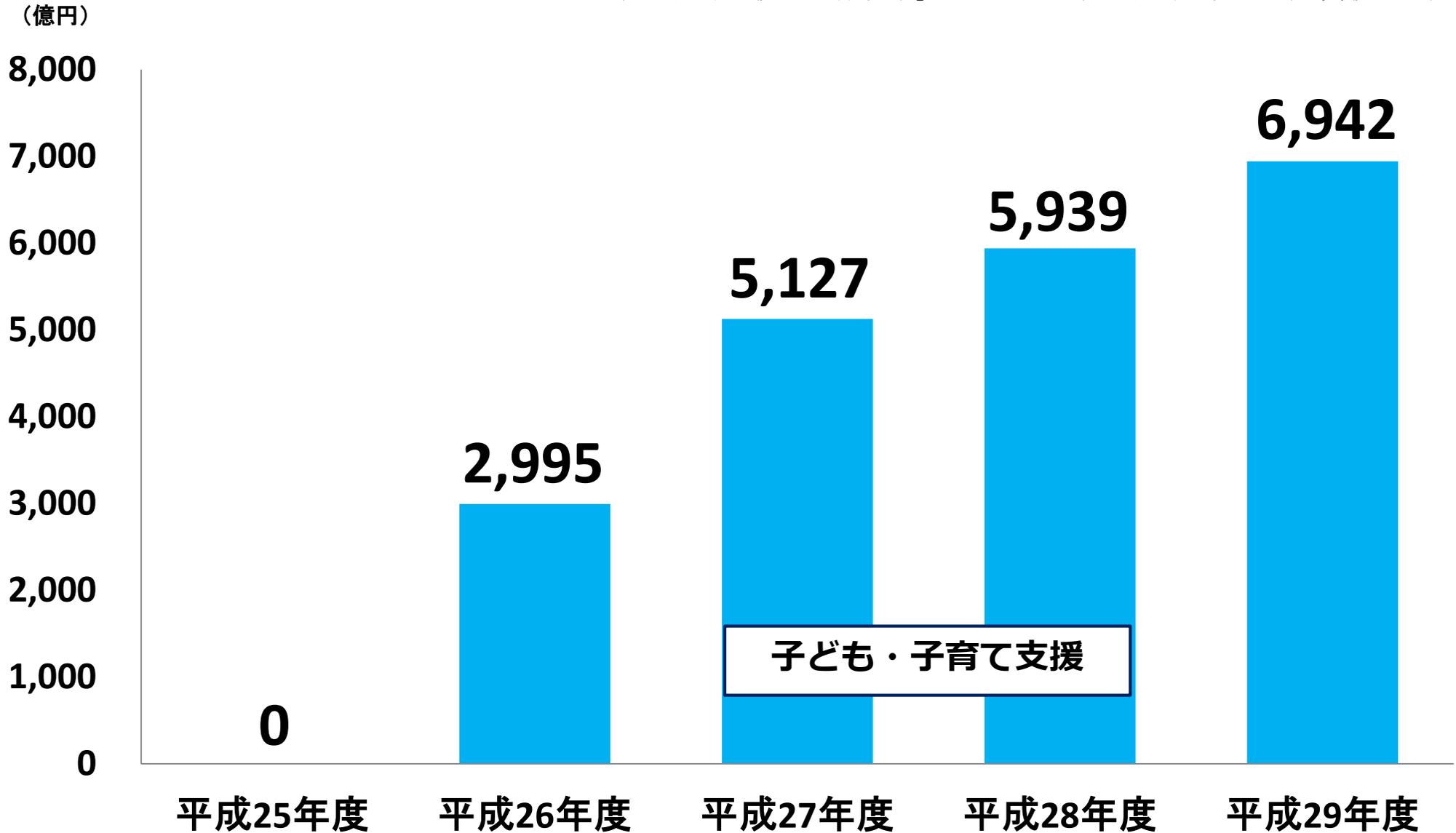
(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。

「社会保障の充実(※)」における子ども・子育て支援の予算額の推移

※「社会保障と税の一体改革」における「社会保障の充実（消費税財源）」



※上記子ども・子育て支援の予算額には、子ども・子育て支援新制度の実施、社会的養護の充実分が含まれている。
※金額は公費(国及び地方の合計額)。

平成29年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成29年度予算においても引き続き全て実施。

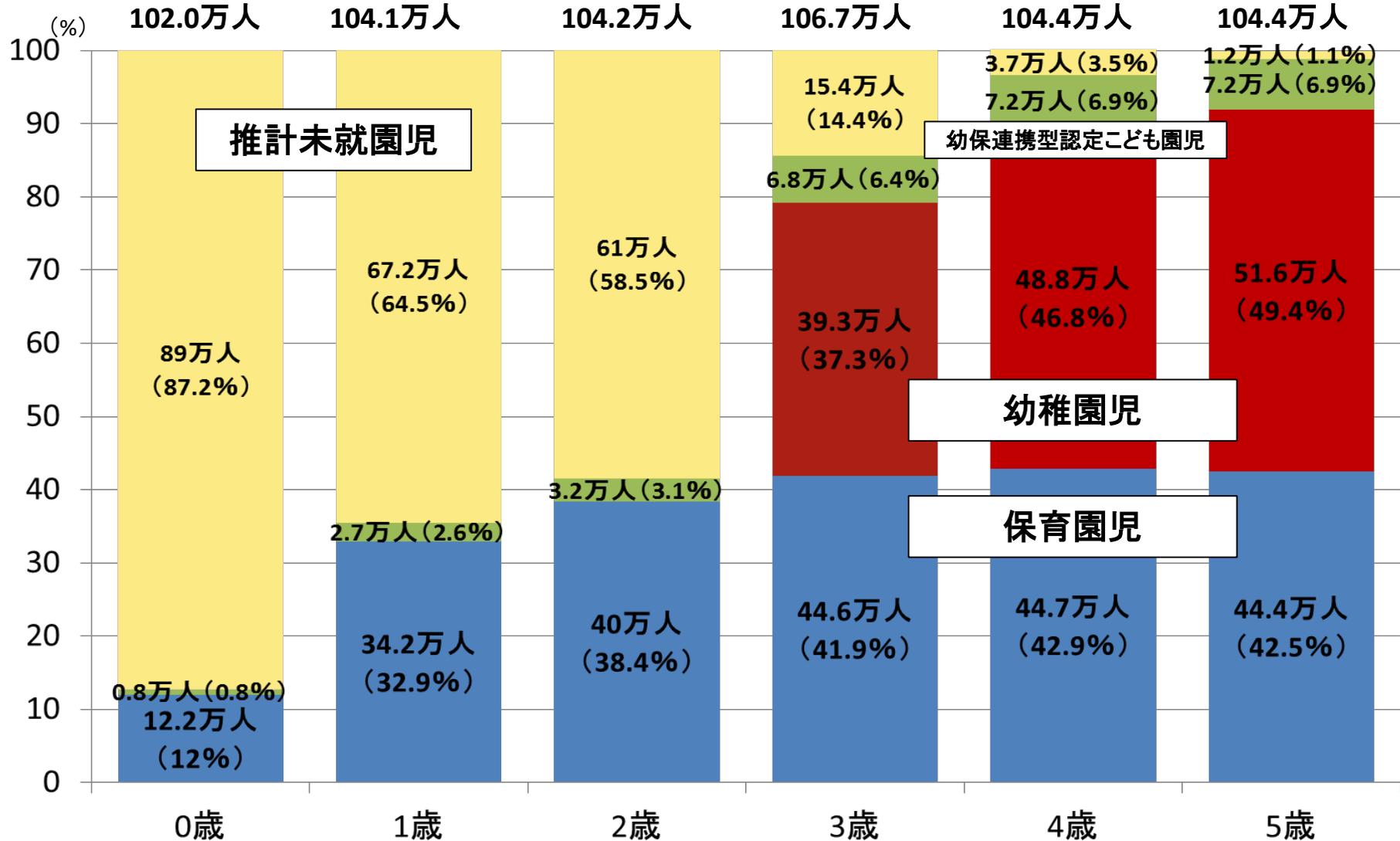
	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,684億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1) ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養護の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1→4:1等) ○児童養護施設等での家庭的な養育環境の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 6,942億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合

該当年齢人口



※保育園の数値は平成27年の「待機児童数調査」(平成27年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園も含む

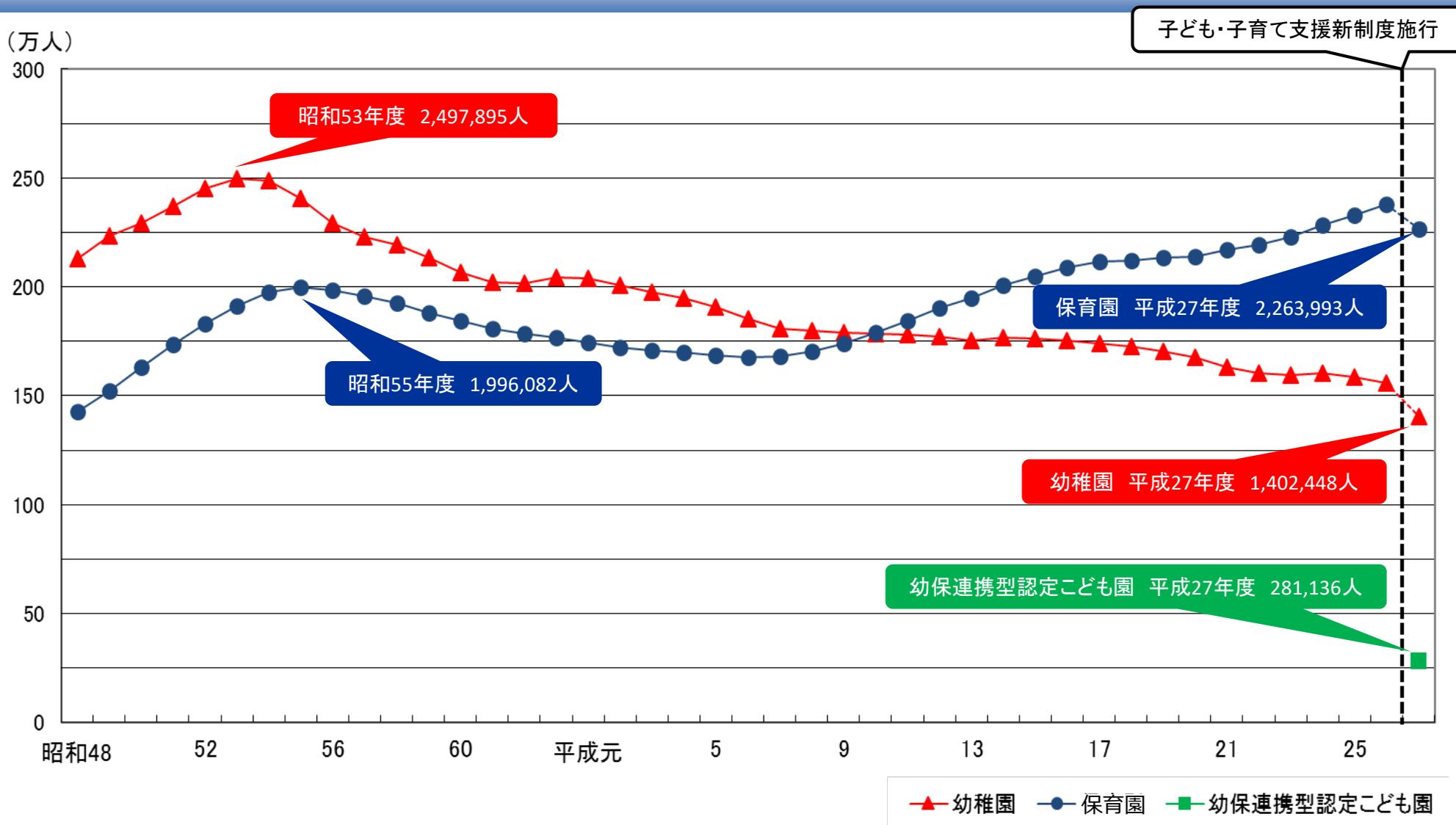
※幼稚園の数値は平成27年度「学校基本統計」(平成27年5月1日現在)より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。

※幼保連携型認定こども園の人数は平成27年度「認定こども園に関する状況調査」(平成27年4月1日現在)より。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成26年10月1日現在)より。

※「推計未就園児」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したものである。

幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育園 在園者数年次比較



(注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育園には保育所型認定こども園を含む。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育園にそれぞれ算入。
 ・平成27年度より、保育園に小規模保育事業所を算入。
 ・幼稚園、幼保連携型認定こども園は「学校基本調査」より。
 ・保育園は「社会福祉施設等調査」より推計。

利用者が活用できるメニューの全体像

施設に預ける

認可施設・事業（国と自治体が公費支援）

認可保育園
（0～5歳）

認定こども園
（0～5歳）

幼稚園
（3～5歳）

小規模保育
（0～2歳）

事業所内保育
（0～2歳）

企業主導型保育

※事業所内保育の一類型
※事業主拠出金により運営

自治体独自の保育施設

例) 東京都認証保育所、横浜保育室等
※自治体が公費支援

自宅などで預かってもらう

認可事業（国と自治体が公費支援）

家庭的保育
（保育ママ）
（0～2歳）

居宅訪問型保育
（0～2歳）

企業主導型ベビーシッター
※事業主拠出金により運営

保育等を一時的に利用する

病児保育

ファミリー・
サポート・センター

一時預かり

◆制度創設の背景・趣旨

- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、国や地域を挙げて、子ども・子育てへの支援を強化する必要。
→ 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様かつ質の高い支援を実現するため、消費税財源も活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。

◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - ・ 各施設がこれまでの経験を踏まえながら、より充実した活動ができるよう支援。地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化（学校及び児童福祉施設としての位置づけ）
- ③ 「地域子ども・子育て支援事業」の創設（地域子育て支援拠点、一時預かり等）
 - ・ 地域の実情に応じて、柔軟に選択が可能な13の支援メニューを設定
- ④ 市町村が実施主体
 - ・ 住民に最も身近な市町村が、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・ 国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える。

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた
子育て支援 〕

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

国主体

〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育の拡大を支援
(整備費、運営費の助成)
- ・ベビーシッター等利用者支援事業
⇒残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

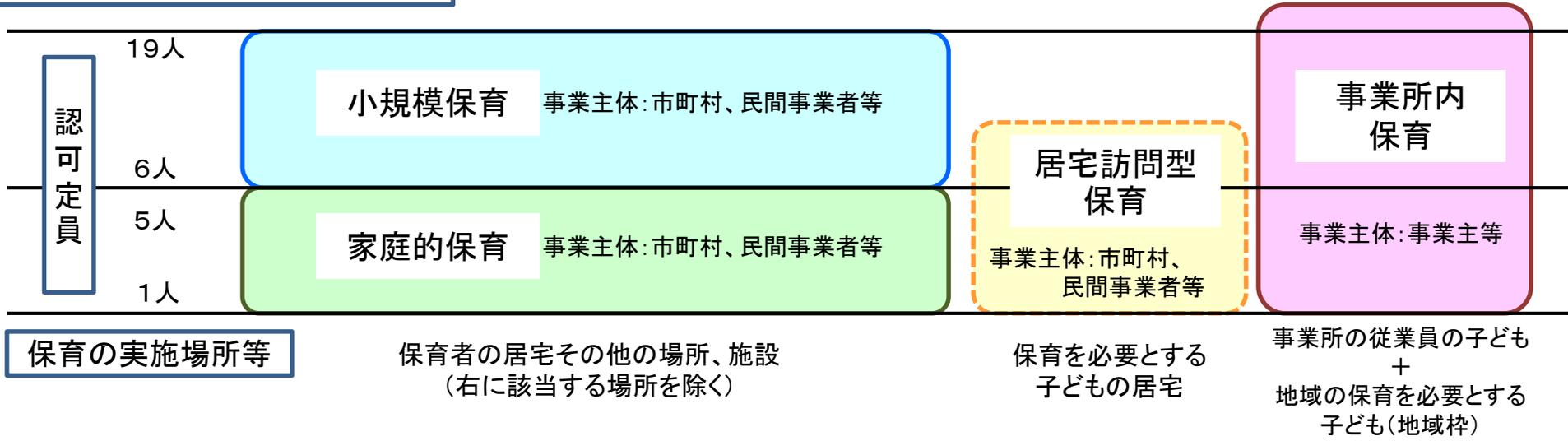
地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

- ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
- ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
- ◇居宅訪問型保育
- ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

○ 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



(参考)地域型保育事業の数について

- 平成28年4月1日現在の地域型保育事業の数は**全国で3,719件**となり、前年と比べて**979件の増加**。内訳は、家庭的保育事業**958件(27件増)**、小規模保育事業**2,429件(774件増)**、居宅訪問型保育事業**9件(5件増)**、事業所内保育事業**323件(173件増)**。

事業	件数	(公私の内訳)		(設置主体別内訳) [対前年差]				
		公立	私立	社会福祉法人	株式会社 有限会社	個人	その他	
家庭的保育事業	958	117	841	31 [+ 3]	13 [+ 2]	756 [+ 31]	41 [+ 31]	
小規模保育事業	2,429	64	2,365	363 [+143]	1,015 [+456]	470 [0]	517 [+171]	
	(A型)	(1,711)	(33)	(1,678)	(290 [+129])	(753 [+434])	(242 [+ 23])	(393 [+162])
	(B型)	(595)	(21)	(574)	(57 [+ 13])	(237 [+ 22])	(176 [- 25])	(104 [+ 10])
	(C型)	(123)	(10)	(113)	(16 [+ 1])	(25 [0])	(52 [+ 2])	(20 [- 1])
居宅訪問型保育事業	9	0	9	1 [+ 1]	6 [+ 4]	0 [0]	2 [0]	
事業所内保育事業	323	2	321	87 [+ 48]	106 [+ 56]	4 [+ 2]	124 [+ 68]	
計	3,719	183	3,536	482 [+195]	1,140 [+518]	1,230 [+33]	684 [+270]	

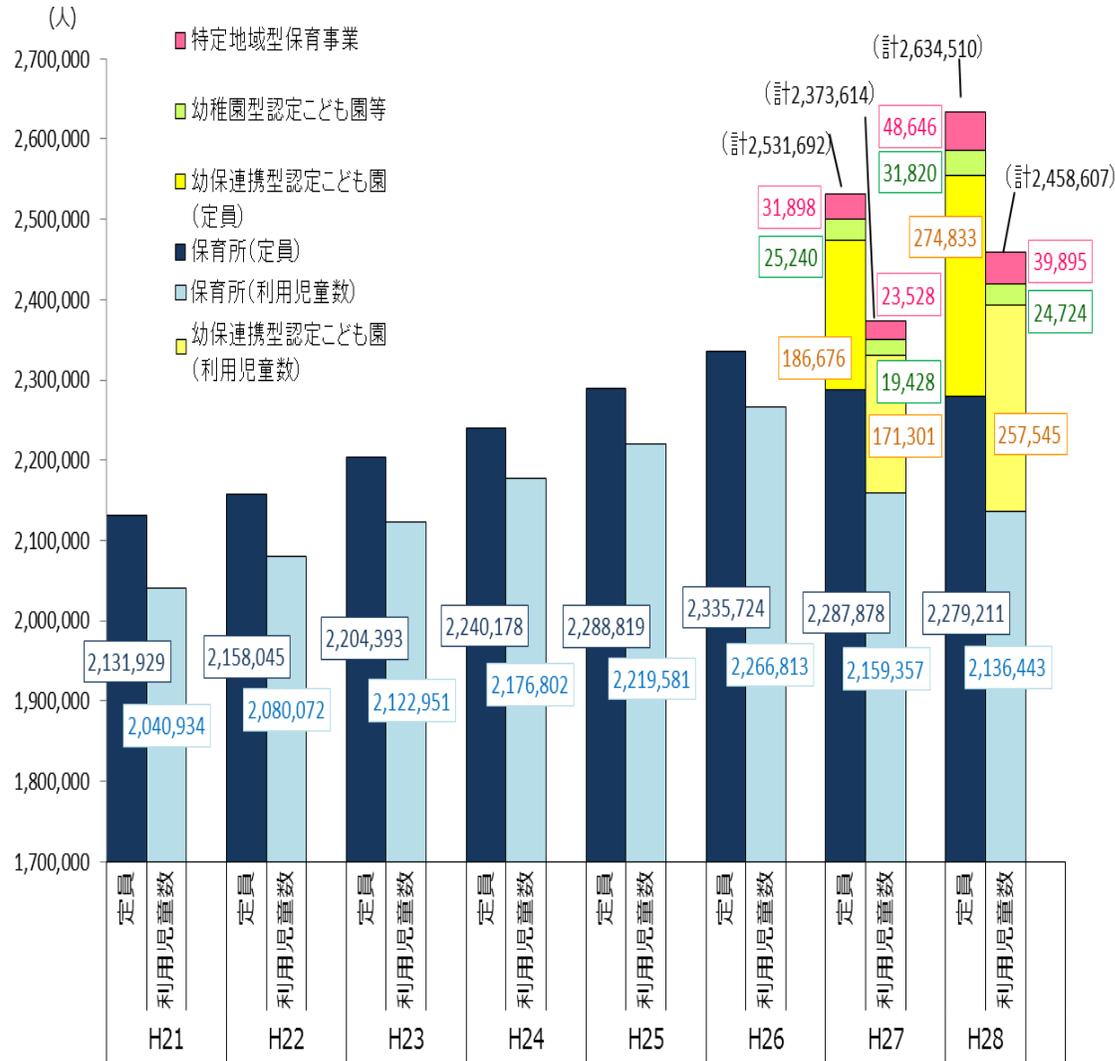
【(参考)地域型保育事業の件数の推移】([]内は対前年差)

年	家庭的 保育事業	小規模保育事業			居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業	計	
		A型	B型	C型				
平成27年	931	1,655	(962)	(572)	(121)	4	150	2,740
平成28年	958 [+27]	2,429 [+774]	(1,711) [+749]	(595) [+23]	(123) [+2]	9 [+5]	323 [+173]	3,719 [+979]

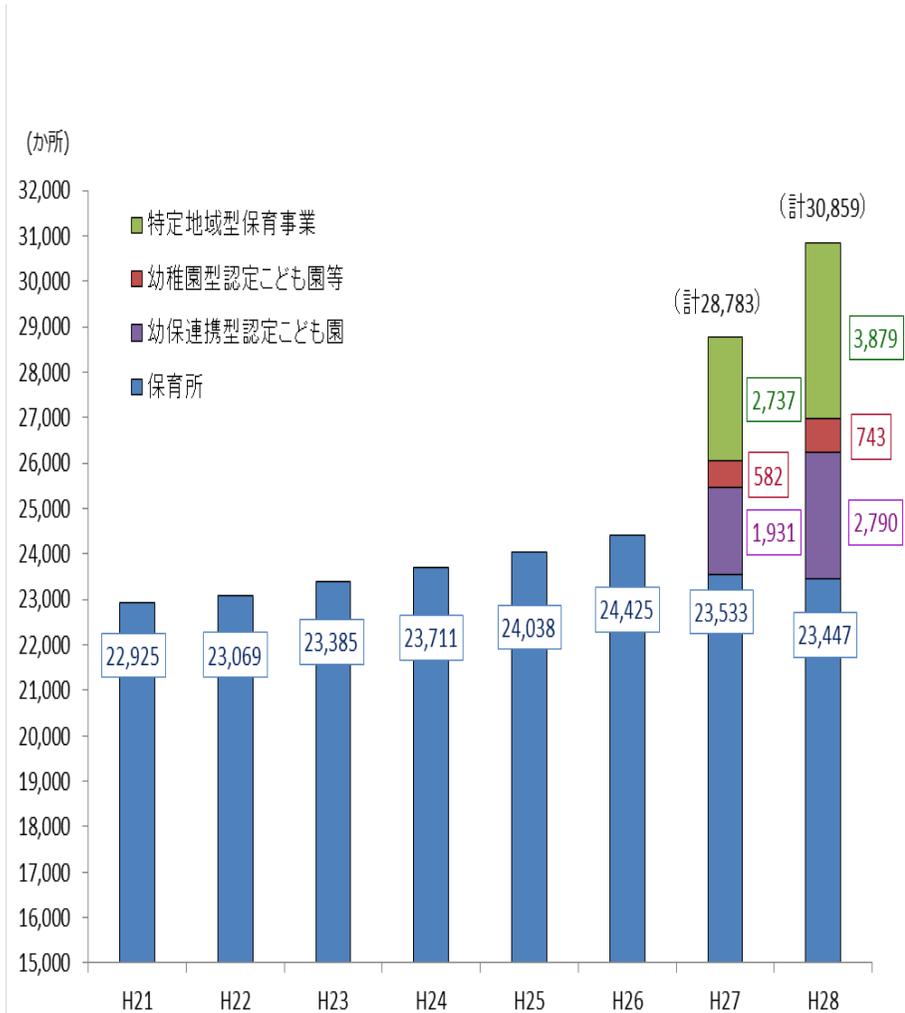
(出典)厚生労働省「保育所の認可状況及び公有施設等を活用した保育所の設置状況の報告(平成28年4月1日現在)」

保育園等定員数・利用児童数・保育園等数の推移

○保育園等定員数及び利用児童数の推移



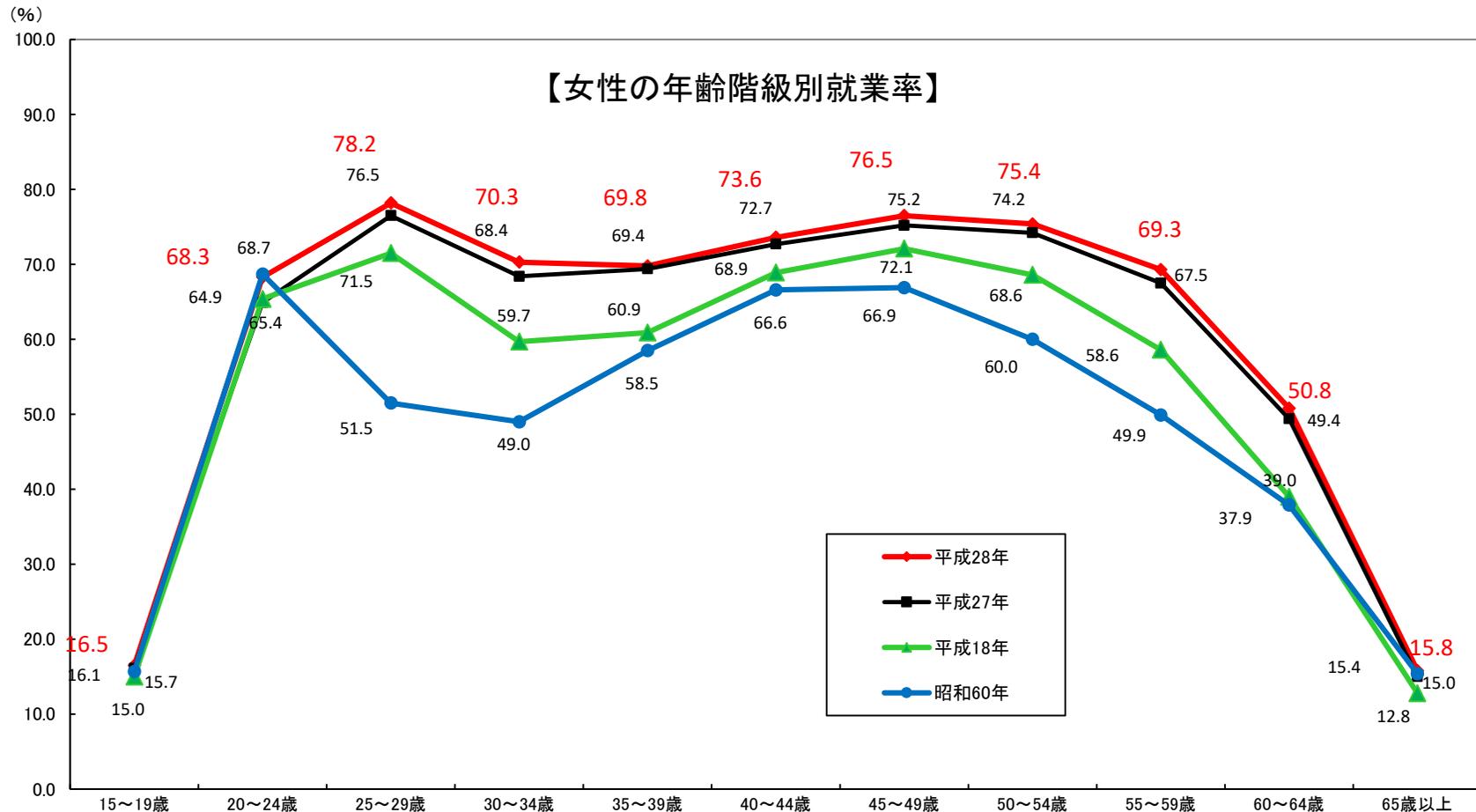
○保育園等数の推移



(出典) 22年以前、26年 厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」
23年～25年、27年～28年 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

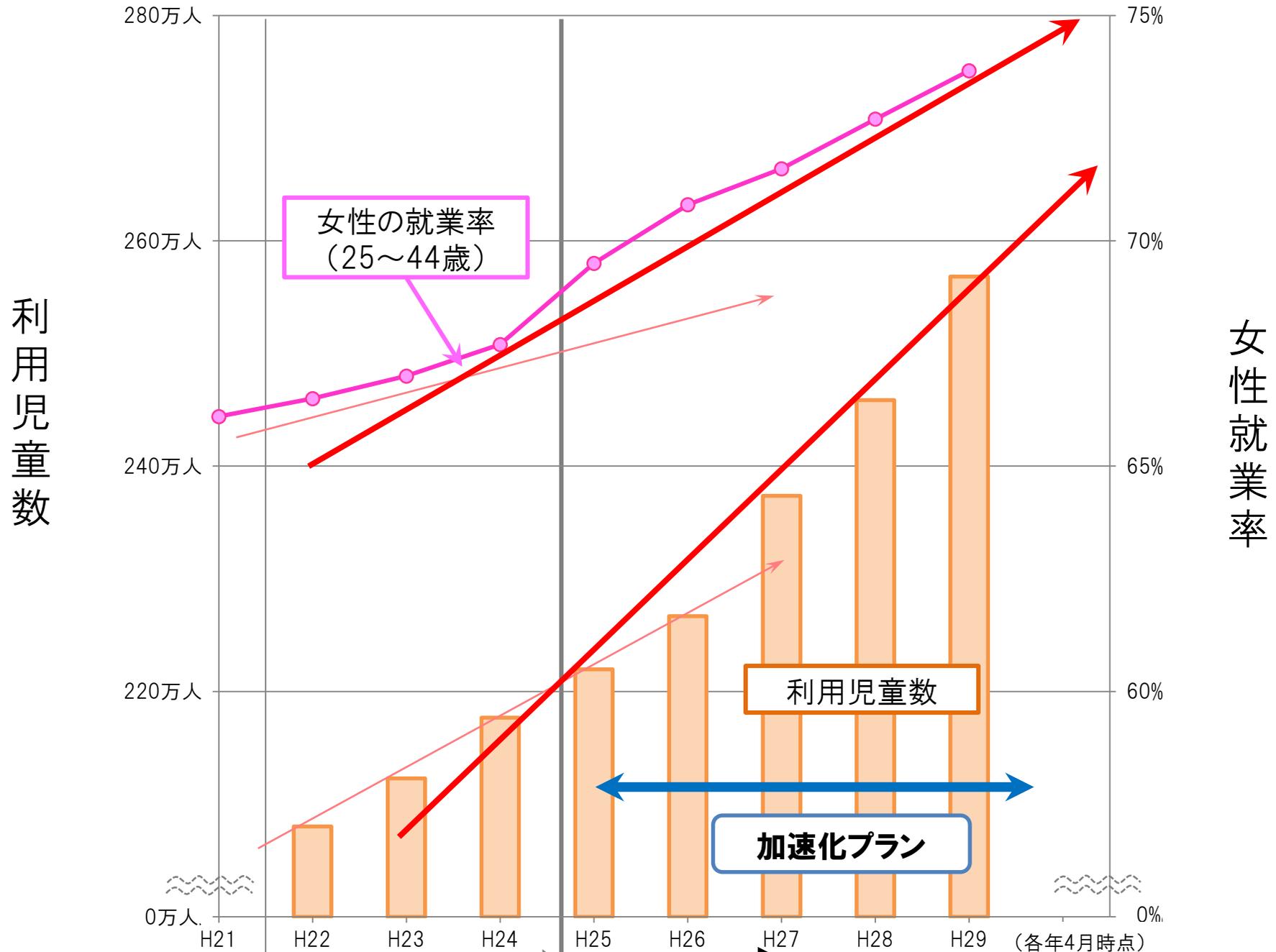
女性の年齢階級別就業率

○ 女性の年齢階級別就業率はいわゆる「M字」カーブとなっているが、「M字」の底を中心に、女性の就業率は大きく上昇している。



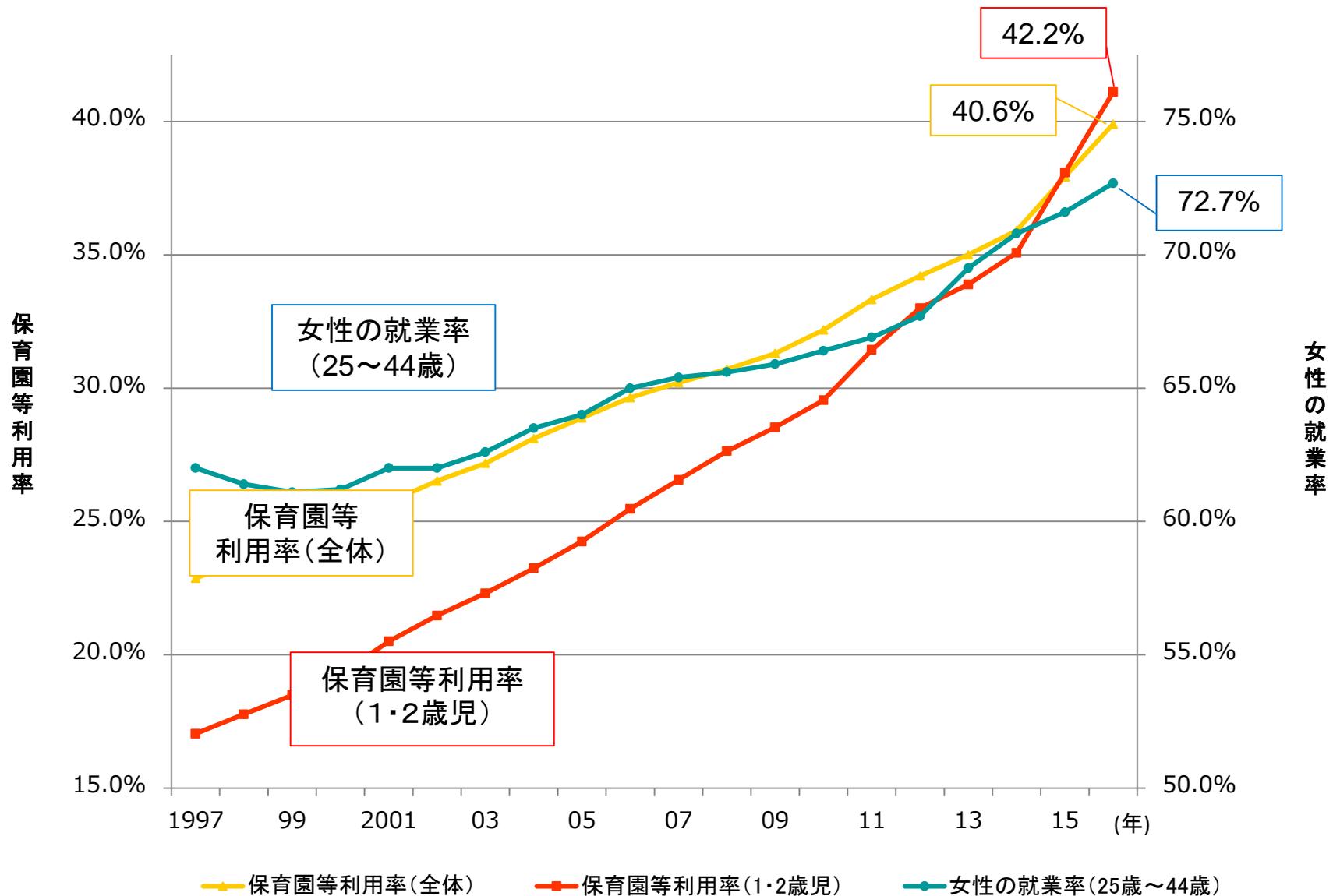
資料出所：総務省「労働力調査」

「女性就業率」と「保育園の利用児童数」



女性就業率(25~44歳)と保育園等の利用率の推移

○ 女性の就業率(25~44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。

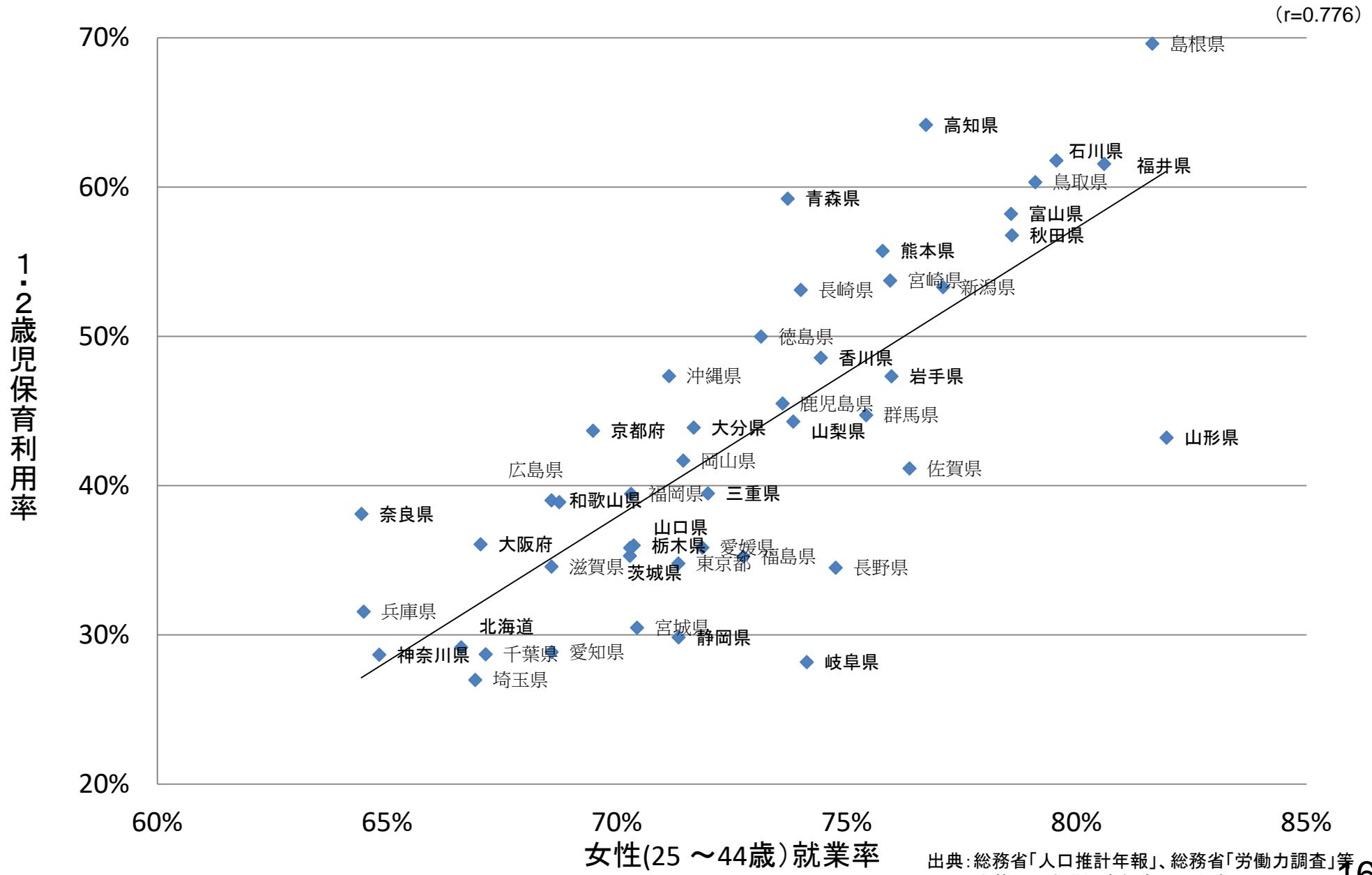


出典: 女性の就業率 : 総務省「労働力調査」

※2011年は東日本大震災の影響により、全国結果ではなく、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。
 保育園等利用率 : 厚生労働省調べ

女性就業率と1・2歳児保育利用率の都道府県別状況

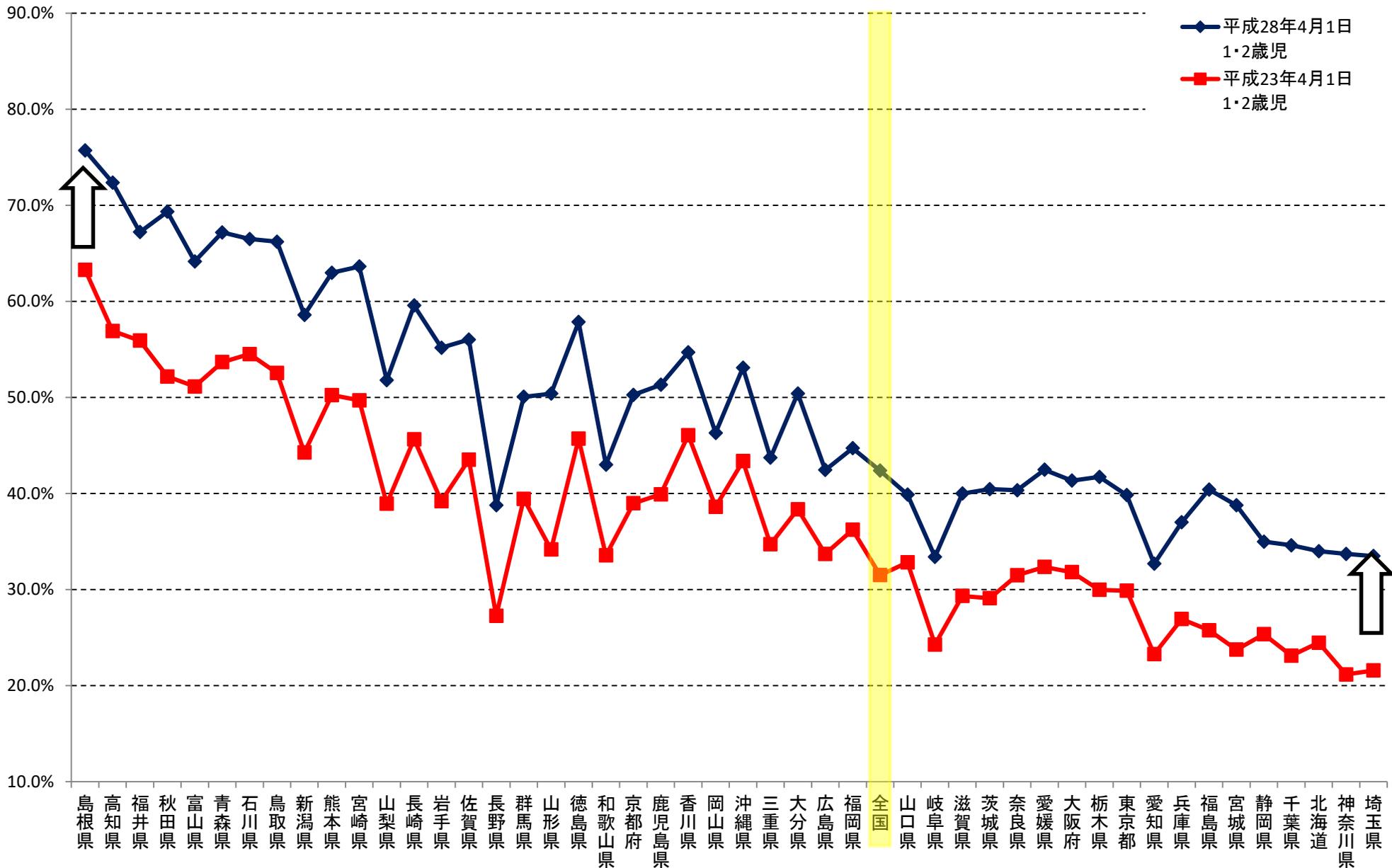
○ 女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率には、正の相関がある。



出典：総務省「人口推計年報」、総務省「労働力調査」等を基に厚生労働省保育課で作成

保育所等利用率の上昇については、都市部だけでなく、全国での傾向

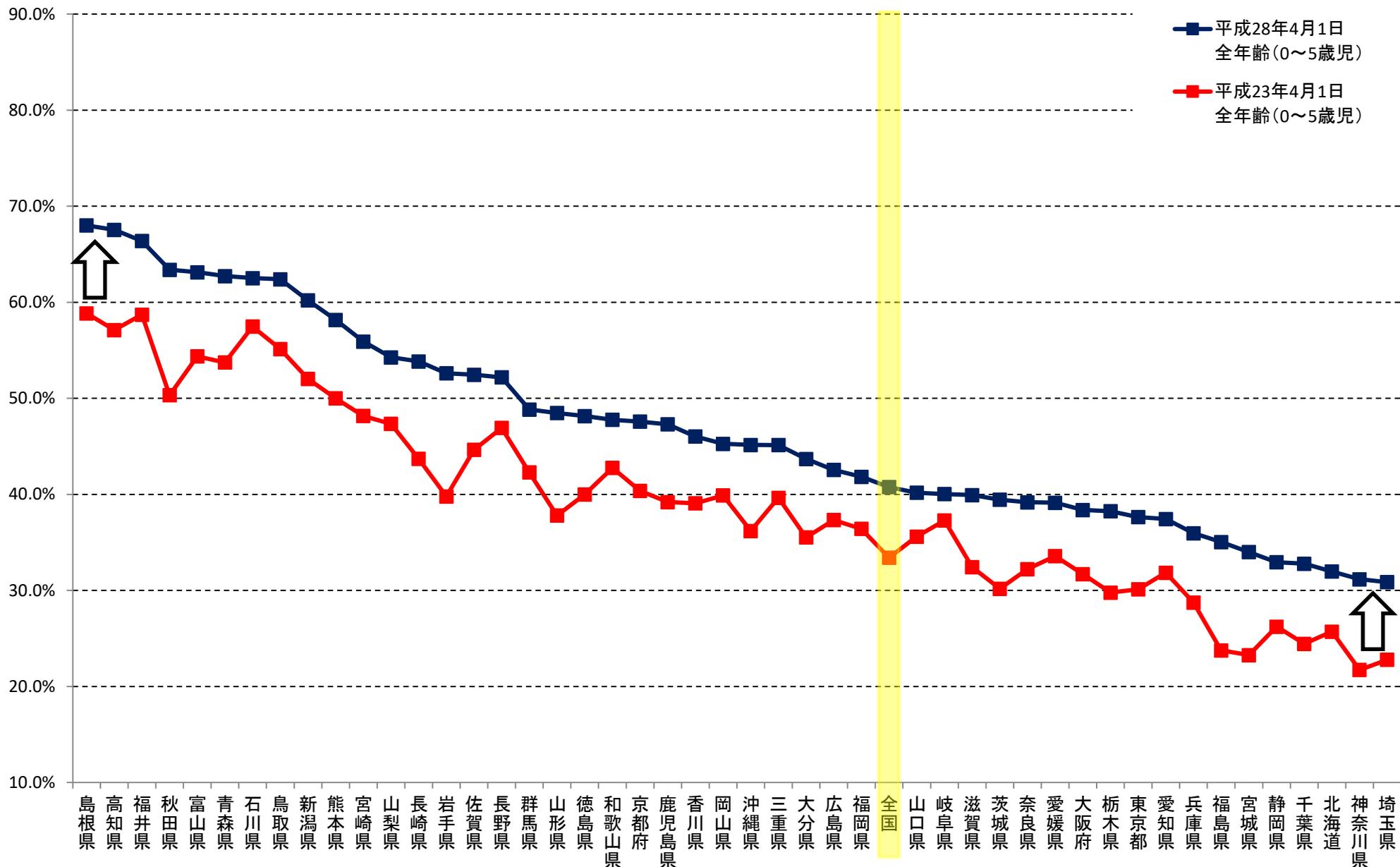
保育所等の1・2歳児の利用率（平成28年4月1日と平成23年4月1日）



出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「保育所等関連状況とりまとめ」等を基に厚生労働省保育課で作成

保育所等利用率の上昇については、都市部だけでなく、全国での傾向

保育所等の0～5歳児の利用率（平成28年4月1日と平成23年4月1日）

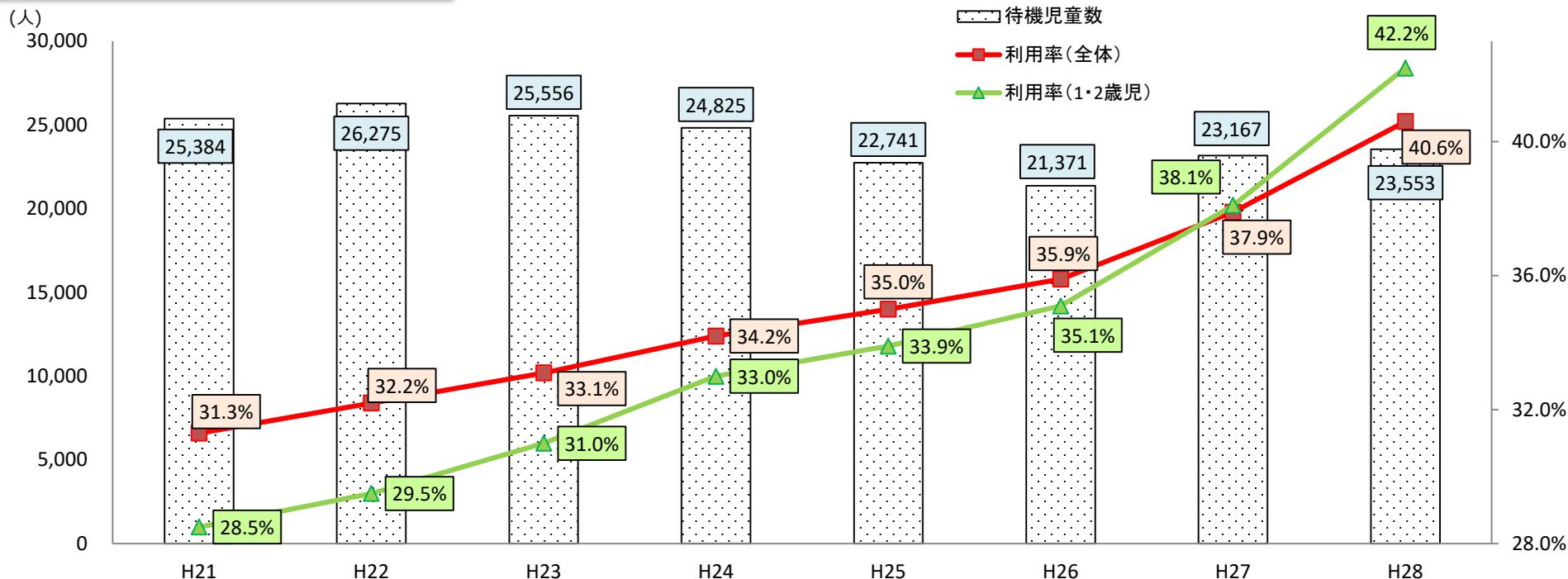


出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「保育所等関連状況とりまとめ」等を基に厚生労働省保育課で作成

待機児童の状況（年齢別）

- 待機児童が2万人を上回る水準で推移している一方で、保育利用率（利用児童数／就学前児童数）は年々上昇している。
- 特に1・2歳児の利用率は上昇傾向にあり、平成28年4月1日の利用率は42.2%となっている。待機児童も1・2歳児に多く、全体の71.1%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていく。

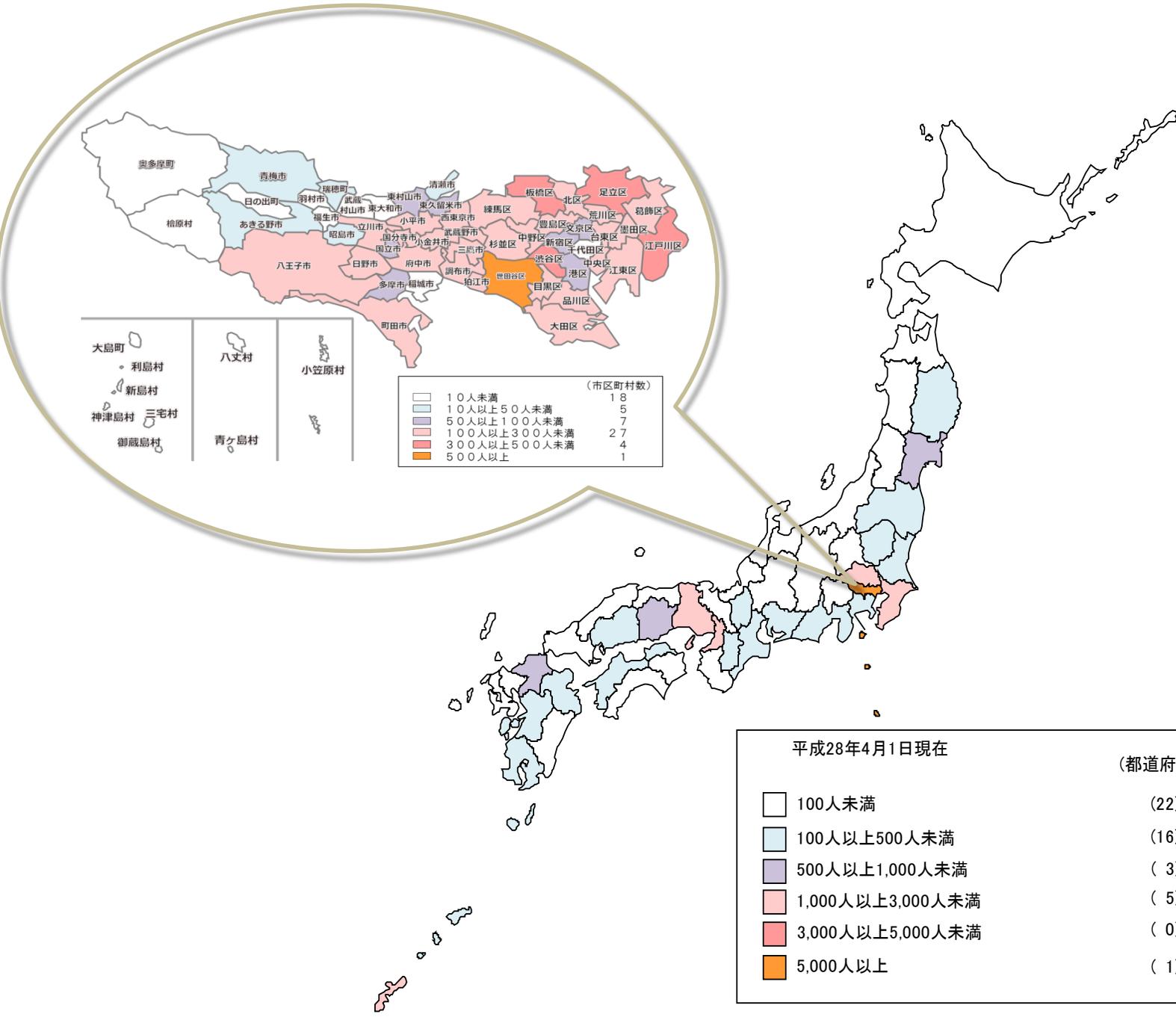
●待機児童数及び保育利用率の推移



●年齢別待機児童数、利用児童数

	28年待機児童	28年利用児童	就学前児童数
低年齢児(0～2歳)	20,446人 (86.8%)	975,056人 (39.7%)	2,945,000人
うち0歳児	3,688人 (15.7%)	137,107人 (5.6%)	961,000人
うち1・2歳児	16,758人 (71.1%)	837,949人 (34.1%)	1,984,000人
3歳以上児	3,107人 (13.2%)	1,483,551人 (60.3%)	3,109,000人
全年齢児計	23,553人 (100.0%)	2,458,607人 (100.0%)	6,054,000人

(参考) 各都道府県別の待機児童の状況 (平成28年4月1日現在)



都道府県	待機児童数 人
北海道	94
青森県	0
岩手県	194
宮城県	638
秋田県	33
山形県	0
福島県	462
茨城県	382
栃木県	155
群馬県	5
埼玉県	1,026
千葉県	1,460
東京都	8,466
神奈川県	497
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	23
静岡県	449
愛知県	202
三重県	101
滋賀県	339
京都府	64
大阪府	1,434
兵庫県	1,050
奈良県	260
和歌山県	10
鳥取県	0
島根県	38
岡山県	875
広島県	161
山口県	65
徳島県	60
香川県	324
愛媛県	110
高知県	42
福岡県	948
佐賀県	18
長崎県	70
熊本県	233
大分県	370
宮崎県	64
鹿児島県	295
沖縄県	2,536
計	23,553

平成28年4月1日現在 (都道府県数)

100人未満	(22)
100人以上500人未満	(16)
500人以上1,000人未満	(3)
1,000人以上3,000人未満	(5)
3,000人以上5,000人未満	(0)
5,000人以上	(1)

注: 各道府県には政令指定都市・中核市を含む。

待機児童の地域分布

- 待機児童数の多い都道府県は、大都市を有する都道府県に多い。
- 待機児童数(平成28年4月時点)が50人以上の市町村数は116。100人以上の市区町村数は65。

	待機児童数	待機児童数 50人以上の 市区町村数	待機児童の多い(100人以上)の市区町村																																	
東京都	8,466人	39自治体	世田谷区 (1,198人)	江戸川区 (397人)	板橋区 (376人)	渋谷区 (315人)	足立区 (306人)	目黒区 (299人)	府中市 (296人)	調布市 (289人)	江東区 (277人)	三鷹市 (264人)	中央区 (263人)	中野区 (257人)	台東区 (240人)	北区 (232人)	大田区 (229人)	立川市 (198人)	日野市 (183人)	町田市 (182人)	品川区 (178人)	小平市 (167人)	練馬区 (166人)	荒川区 (164人)	小金井市 (154人)	西東京市 (154人)	狛江市 (142人)	八王子市 (139人)	杉並区 (136人)	墨田区 (134人)	武蔵野市 (122人)	葛飾区 (106人)	豊島区 (105人)	国分寺市 (102人)		
沖縄県	2,536人	14自治体	那覇市 (559人)	沖縄市 (360人)	浦添市 (231人)	南風原町 (188人)	宜野湾市 (172人)	石垣市 (147人)	うるま市 (131人)																											
千葉県	1,460人	8自治体	市川市 (514人)	船橋市 (203人)	流山市 (146人)																															
大阪府	1,431人	6自治体	大阪市 (273人)	吹田市 (230人)	豊中市 (217人)	茨木市 (147人)	東大阪市 (127人)																													
兵庫県	1,050人	5自治体	明石市 (295人)	西宮市 (183人)	加古川市 (140人)																															
埼玉県	1,026人	7自治体	戸田市 (106人)																																	
福岡県	948人	8自治体	須恵町 (125人)	太宰府市 (124人)	春日市 (121人)																															
岡山県	875人	2自治体	岡山市 (729人)	倉敷市 (111人)																																

待機児童から除外している4つの類型について

平成28年4月1日の状況 ※市区町村からの報告に基づき単純に積み上げた数値

項目	人数	除外理由
地方単独事業を利用している者	16,963人	自治体が関与し、一定の質の確保された保育サービスを利用していることから、待機児童としない
特定の保育園等のみ希望している者	35,985人	保育理念等から特定の園が空くのを待つような場合や、登園に無理のない（自宅から20～30分未満）保育園等を紹介しているが特定園のみ希望している場合は待機児童としない。 他方で、市町村の紹介する保育園等が、遠くて事実上通園できない、開園時間がニーズに对应していない、等の場合は、市町村の判断により待機児童とする。 ・状況を最もよく把握できる市町村で判断。
求職活動を休止している者	7,177人	4月1日時点で求職活動の休止が確認できれば、保育の必要性が認められないことから、保育の必要性の認定を行わない。 ・「求職活動中の者」は、平成27年度から保育の必要性を認めることとし、対象拡大を図った一方、活動実態がないケースは除外することとした。 ・状況を最もよく把握できる市町村で判断。
育児休業中の者	7,229人	育児休業と保育のトータルでニーズをカバーする考えの下、利用調整や相談対応に当たる当事者である市町村の判断で待機児童から除外（従来からの取扱い）。 除外する場合、市町村で適切にニーズ把握し、引き続き利用調整。 ・入園ニーズの強さを最もよく把握できる市町村で判断。

(単位：人)

申込者数	保育所を利用している者	幼保連携型認定こども園を利用している者	幼稚園認定こども園等を利用している者	地域型事業を利用している者	特例保育等を利用している者	地方単独事業を利用している者	特定の園のみ希望している者	求職活動を休止している者	育児休業中の者	待機児童
2,559,465	2,136,443	257,545	24,724	39,895	9,951	16,963	35,985	7,177	7,229	23,553

保育所等利用待機児童数調査に関する検討会

1. 目的

待機児童数については、国が定めた基準に基づき、保育の実施主体である各市区町村が個別の状況を踏まえて把握しているところであるが、特定の保育園を希望する者などの取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘もあることから、雇用均等・児童家庭局長が学識者等の参集を求め、保育所等利用待機児童数調査に関する検討を行うこととしているもの。

⇒待機児童の定義を見直すものではなく、市区町村毎の不合理的な運用上のばらつきを是正することが目的

2. スケジュール

平成28年度中を目途に、特定の保育園を希望する者などの現状や今後の取扱いについて検討

第1回:9月15日、自治体ヒアリング:10月18日、第2回:11月29日、第3回:1月16日 第4回:3月24日 第5回:3月30日

※第2回開催前に、自治体の現状の取扱いに関する調査、国民の皆様への意見募集も実施

※その後、必要に応じて開催

※本検討会の結論を踏まえた調査の実施時期は、現時点で未定

3. 構成員名簿

岩田 三代	ジャーナリスト・元日本経済新聞社編集委員
金子 岳志	埼玉県福祉部少子政策課主幹
堺 哲弘	粕屋町住民福祉部子ども未来課長
丹野 誠	船橋市健康福祉局子育て支援部保育認定課長
月橋 達夫	新宿区子ども家庭部保育課長
常岡 孝好	学習院大学法学部教授
寺田 清美	東京成徳短期大学幼児教育科教授
西村 直樹	吹田市児童部保育幼稚園室長
山縣 文治(座長)	関西大学人間健康学部教授

(五十音順 敬称略)

保育所等利用待機児童数調査に関する検討のとりまとめ

- 保育所等利用待機児童数調査において、待機児童に含めない以下の4項目の取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘があることから、以下のとおり整理し市区町村に示すこととする。

項目	取扱いのばらつきの現状	対応方針
<p>特定の保育園等のみ希望している者</p>	<p>【調査要領】 「他に利用可能な保育園があるにも関わらず、特定の保育園を希望して待機している場合」は、待機児童数には含めない。</p> <p>⇒ <u>「他に利用可能な保育園があるにも関わらず、特定の保育園を希望している場合」の考え方にばらつきがある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園申込書に一定数以上の希望保育園の記載がない場合に、特定の保育園を希望している者としてとらえ、待機児童数に含めていない市区町村もあれば、 ・ 記載がなくとも、他に利用可能な保育園の情報を紹介し、丁寧に対応している市区町村もある。 	<p>○ 「他に利用可能な保育園」の判断については、<u>地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて判断。</u></p> <p>○ 申請書に記載された希望園等によって一律に判断するのではなく、<u>他に利用可能な保育園等の情報の提供を行うとともに、保護者の意向を丁寧に確認しながら、判断するよう明示。</u></p> <p>情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、その例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園選考結果通知に併せて他に利用可能な保育園等の情報を送付 ・ 電話・メール等で他に利用可能な保育園等の情報を提供 等
<p>求職活動を休止している者</p>	<p>【調査要領】 求職活動を休止していることの確認ができる場合は、待機児童数には含めない。</p> <p>⇒ <u>求職活動の休止に関する保護者への確認が取り込まれていない等ばらつきがある。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休止の確認をせずに利用申込書の記載内容のみに基づいて判断し、待機児童数に含めている市区町村がある。 ・ 休止の確認を個別に行った上で、待機児童数に含めるか否か判断している市区町村がある。 	<p>○ <u>保護者が求職活動を行っておらず、「保育の必要性」が認められない状況にあることを確認する旨を明確化。</u></p> <p>○ <u>求職活動休止の確認方法を具体的に例示。</u></p> <p>個別に確認する例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話・メール等で保護者に求職活動状況を聴取 ・ 求職活動状況を証明できる書類の提出を求める 等

項目	取扱いのばらつきの現状	対応方針
育児休業中の者	<p>【調査要領】 育児休業中の場合は、待機児童数には含めないことができる。</p> <p>⇒ <u>「育児休業中の場合は、待機児童数には含めないことができる」という規定から、育児休業中の者を待機児童数に含める・含めない市区町村で取扱いが二分。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業中の者が入園申込みをした場合、復職の意思を確認せずに一律に待機児童数に含めている市区町村もあれば、一律に含めていない市区町村もある。 <p>※ 育児休業給付の受給延長のためにその受給の要件である入園保留通知を得るため利用申込みをする者も一部で見られる現状。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>育児休業中の保護者について、入園できたときに復職することを、入園保留通知発出後や4月1日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないという取扱いを明確化。</u> ○ 復職に関する確認方法を具体的に例示し、継続的に行うよう明示。 <p>具体的な確認方法の例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入園申込書に復職意向を確認するためのチェック一覧を設ける ・ 電話・メール等で復職意向を聴取 等
地方単独保育施策を利用している者	<p>【調査要領】 地方公共団体における単独保育施策については、待機児童数には含めない。</p> <p>※ <u>「地方単独保育施策」の範囲を明確化</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地方公共団体が一定の施設等基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策（保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの）を対象とすることを明示。</u>

※ 新たな調査要領については、平成29年4月1日から適用することとし、平成29年4月1日の調査については、改正後の調査要領によりがたい項目がある場合には、改正前の調査要領に基づく計数を記載できることとする。

待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大

◆平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成25年度から平成29年度末までの5年間で新たに**50万人分**の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとしている。

※ 今後、25～44歳の女性の就業が更に進むことを念頭に、平成27年11月の「一億総活躍社会実現に向けて緊急に実施すべき対策」に基づき整備目標を前倒し・上積み(40万人分 → 50万人分)。

◆ **各自治体の取組**により、平成25～27年度の3か年で合計**約31.4万人分**の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5年間で合計**約48.3万人分**の保育の受け皿拡大を見込んでいる。

◆ さらに、平成28年度から実施している**企業主導型保育事業**により、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を進めていく。

「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成28年度)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
72,430人	147,233人	94,585人	109,584人	59,963人	483,795人
(計 314,248人)			(計 169,547人)		

受け皿確保に向けた取組

○平成28年度補正予算(平成29年度に予定していた分のうちその一部の整備を前倒し)

○平成29年度当初予算(前倒し分を除いた必要となる保育の受け皿に対応した予算を計上(4.6万人分))

- ▶ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ▶ 3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援
- ▶ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの展開
- ▶ 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化

1・2歳児の保育園等利用率の推移

(平成26年4月) (平成28年4月) (平成29年度末)
50万人分確保時の利用率
1、2歳児 : 35.1% → 42.2% → 48.0%

<【参考】女性の就業率：70.8%(2014年) → 77%(2020年)>

(注)利用率: 利用児童数 ÷ 就学前児童数

平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

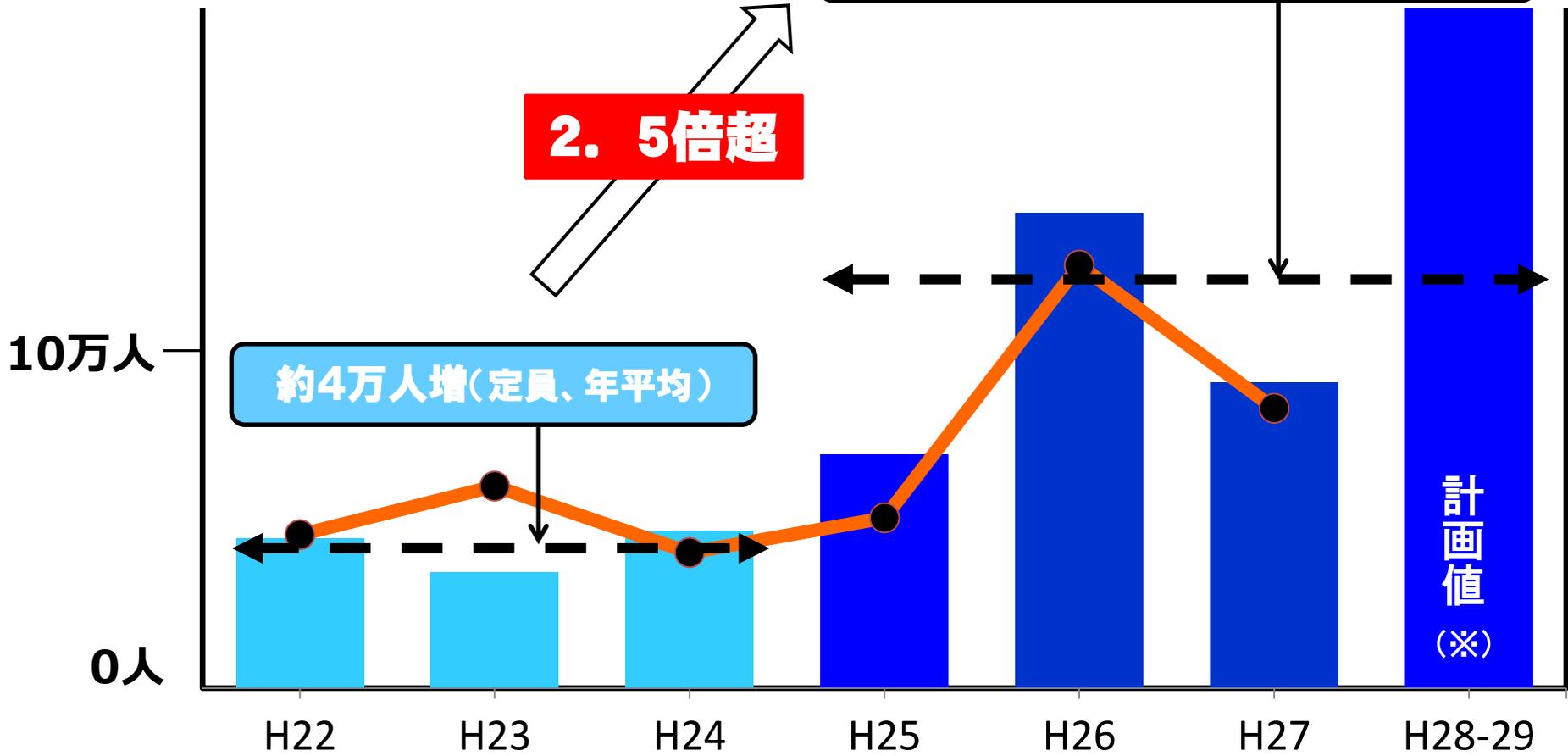
<待機児童解消加速化プランの全体像>



「保育園の定員」と「利用申込者」の増加数



**「待機児童解消加速化プラン」
 29年度末までに50万人の受け皿確保**



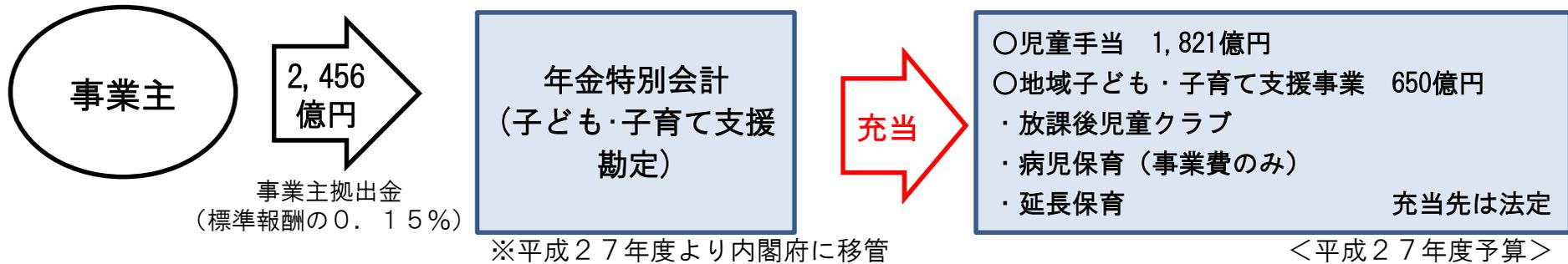
※保育園の定員は年度単位 (H28・29は企業主導型保育分約5万人を含む)、利用申込者は4月1日時点
 ※「保育園」とは、保育園以外にも、認定こども園、小規模保育事業等を含む

※各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25～29年度までの5年間の受け皿拡大量の合計は、約53万人分に拡大する見込み。27

子ども・子育て支援新制度と事業主拠出金

27年度当初

- 子ども・子育て支援新制度においては、企業等からの事業主拠出金を財源として、「児童手当」及び「地域子ども・子育て支援事業（放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の3事業限定）」を実施。

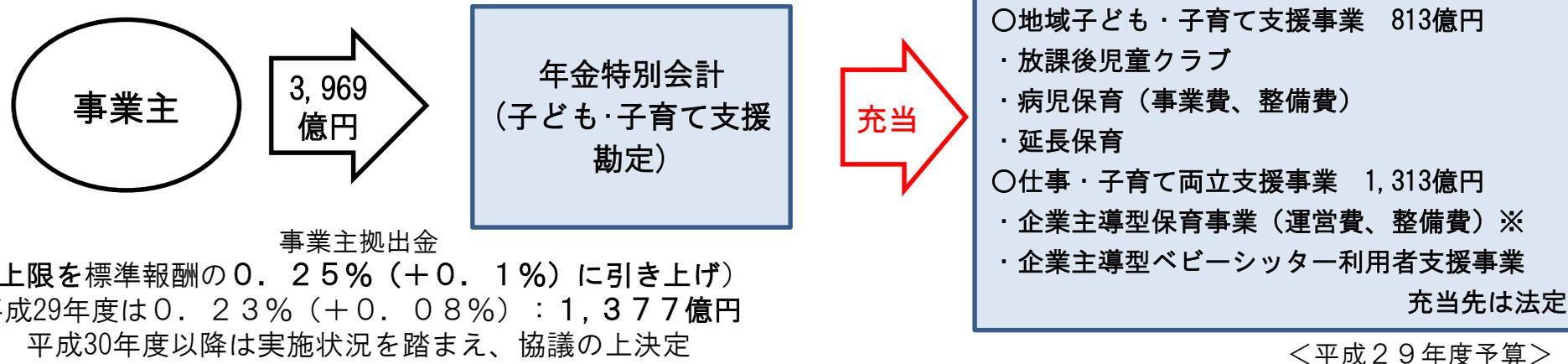


第二の矢「夢をつむぐ子育て支援」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充

拡充

待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした

- 拠出金率の上限を引き上げ、新たに仕事・子育て両立支援事業を創設



企業主導型保育事業について

1. 概要

- 平成28年度より、**企業等からの事業主拠出金を財源とする**「仕事・子育て両立支援事業」の中で、**企業主導型保育事業**を創設し、**約5万人分**の保育の受け皿拡大を推進（平成29年度予算 1,313億円）。
- 平成29年度申請の受け付け（第1次募集（5月末㍻）、第2次募集予定（7月末㍻））
説明会の開催は、随時実施。
- 平成28年度助成決定状況
助成決定 871施設 利用定員数 20,284名 ※平成29年3月30日現在

2. 特徴

- 設置に市区町村の関与なし**（認可外保育施設の一類型（都道府県による指導監督の対象）、利用は直接契約）
- 地域住民の子ども**の受け入れや**他企業との共同利用**も自由に行うことができる
- 認可小規模保育並みの人員配置や、多様な勤務形態に対応した多様な保育**（延長保育・夜間保育・休日保育等）の**提供も可能**
- 運営費・整備費について、認可施設並みの助成**が受けられる

モデル例

● **企業A(事業実施者)が保育園(定員12人)を設置*する場合** *運営委託が可能です。

- ・定員12人のうち、8人を従業員枠(うち6人は自社枠)、4人を地域枠と設定。
- ・企業Bは、自社従業員の利用に供するため、企業Aと利用枠契約(2人)を締結。
- ・地域住民は、企業Aに直接利用申し込みをし、利用契約を締結。



地域の会社が共同で
つくることもできる。



従業員の多様な働き方に
対応できる。



パートタイム勤務 土日、夜間勤務

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容

※「○」:非課税、「×」:全部課税

	企業主導型保育 (H29/4/1～H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

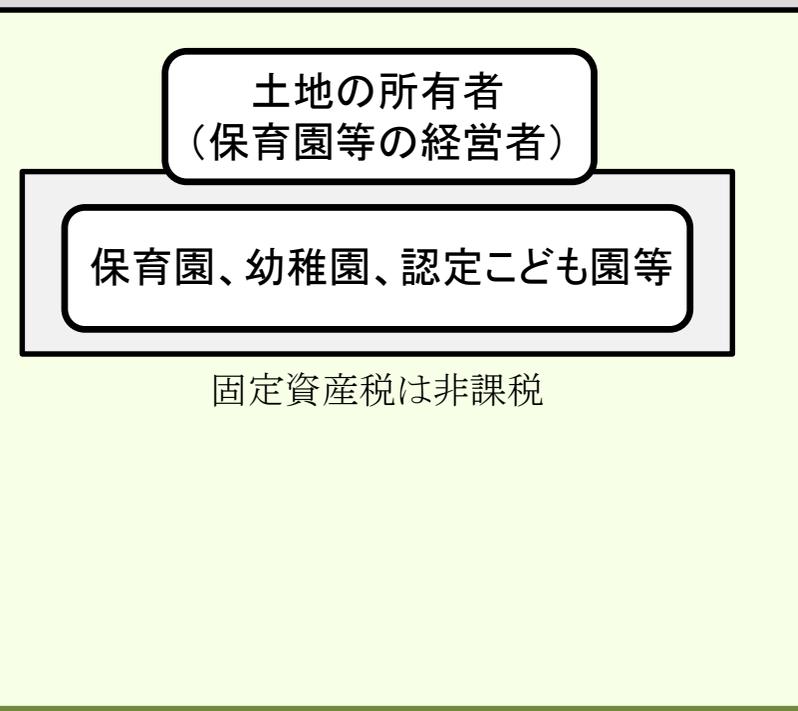
	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業 所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3～2/3の範囲内で 都道府県の条例で定める割合

(注)助成を受けた後、5年間の時限措置

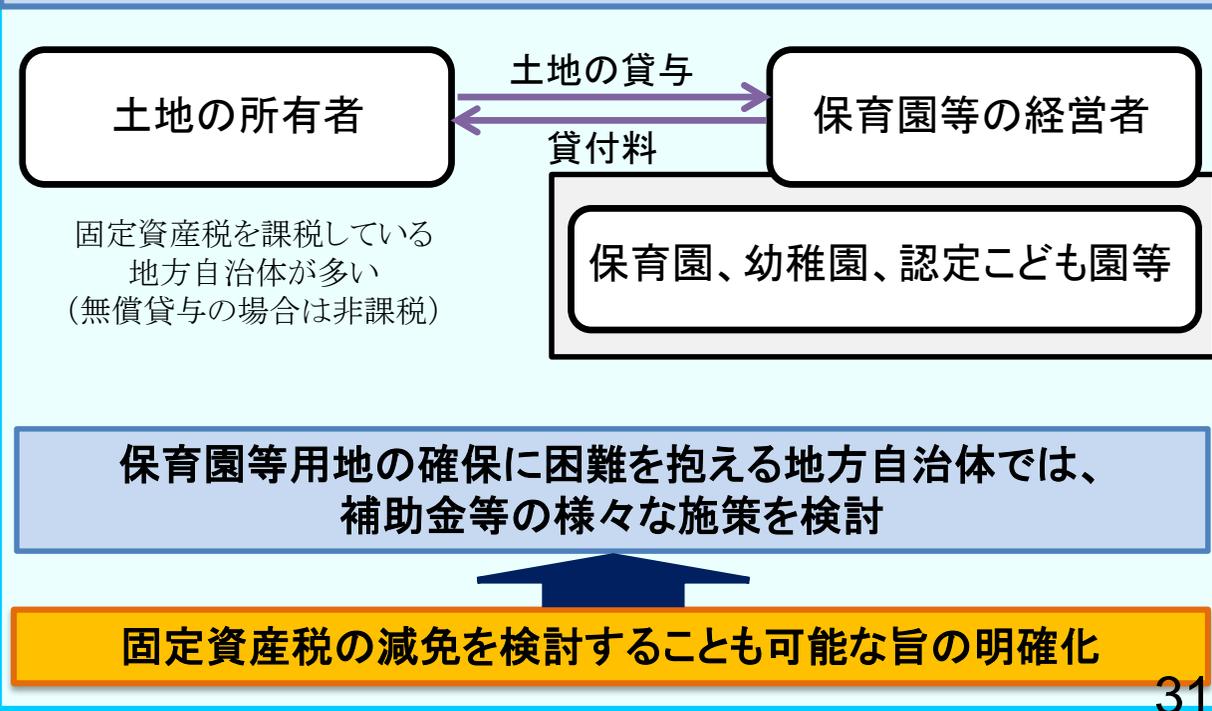
保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

- 保育園等の用に供する土地については、固定資産税は非課税。また、保育園等のために土地を貸し付けた所有者も、非課税措置の対象。
- ただし、その土地を有料で貸し付けている所有者に対しては、税負担の公平等の観点から、課税できることとされている。
- 保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能。
- このような地方税法の規定の趣旨を通知等により周知し、保育園等のための土地の確保に取り組む地方自治体を支援。

土地の所有者＝保育園等の経営者の場合



土地の所有者≠保育園等の経営者の場合



「子育て安心プラン」

【待機児童を解消】

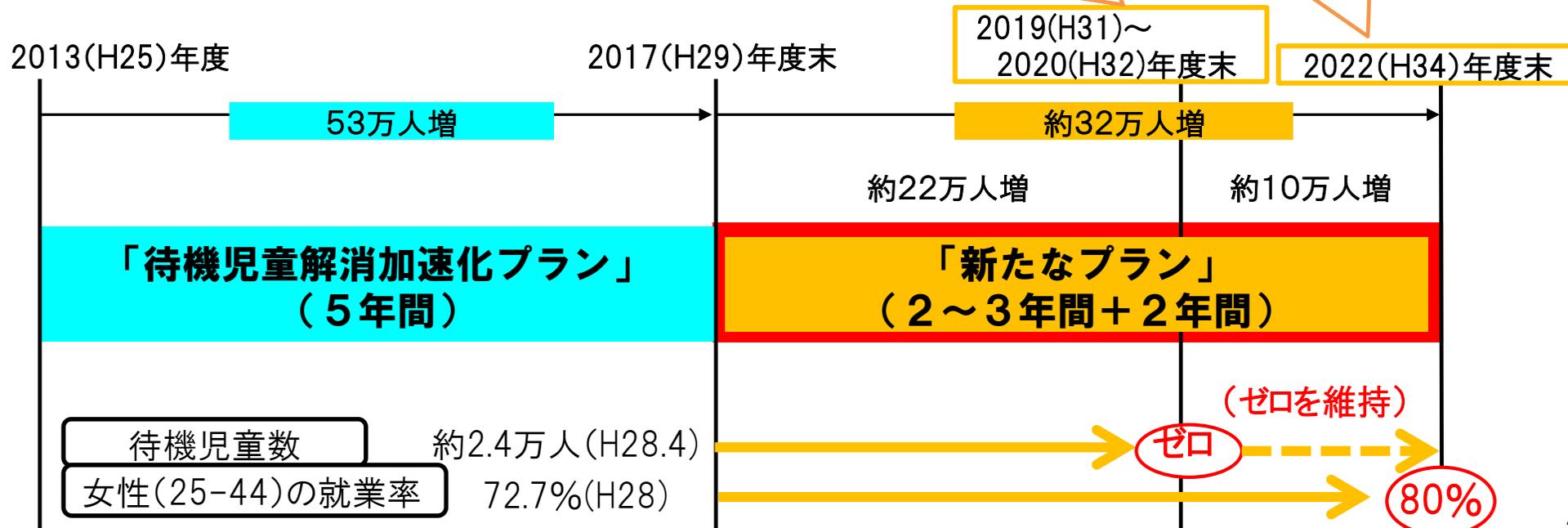
国としては、東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算**を平成30年度から平成31年度末までの**2年間で確保**。
(遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消)

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。
(参考)スウェーデンの女性就業率:82.5%(2013)

**自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
(遅くとも3年間で待機児童解消)**

**5年間で女性就業率80%
「M字カーブ」解消**



6つの支援パッケージの主な内容

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
- ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
- ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
- ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
- ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

～二ーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

(参考)「子育て安心プラン」の支援施策のポイント

待機児童が解消困難な要因

① 1、2歳児の待機児童が7割超

待機児童	H25年度	H28年度
合計	22,741人 (100%)	23,553人 (100%)
0歳児	3,035人 (13.3%)	3,688人 (15.7%)
1、2歳児	15,621人 (68.7%)	16,758人 (71.1%)
3歳児以上	4,085人 (18.0%)	3,107人 (13.2%)

② 女性就業率、保育申込者数、1、2歳児の保育利用率は、加速化プラン前と比べ、約2倍の伸び

	加速化プラン前	加速化プラン後
女性就業率	+0.6ポイント/年	+1.25ポイント/年
保育申込者数	+4.8万人/年	+9.0万人/年
1、2歳児保育利用率	+1.4ポイント/年	+2.7ポイント/年

③ 待機児童は「都市部」に多い

・東京23区の待機児童割合(待機児童数/申込者数)は高い(東京23区 **3.14%** その他の市町村 0.75%(H28))

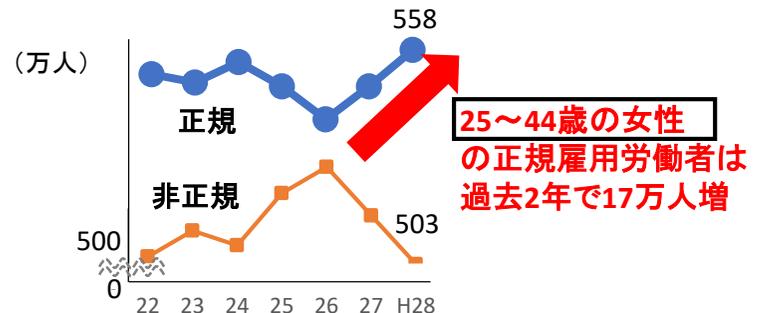
- ・都市部における**土地の確保が困難**(目黒区、渋谷区、中野区等)
- ・**大規模マンション**の建設(中央区、江東区、板橋区等)
- ・**人口流入**等予想を超えての就学前児童数の増加(目黒区、世田谷区、江東区等)

子育て安心プランの対応

- ① 「1、2歳児」の受け皿整備を強力に推進。
自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
(遅くとも3年間で待機児童解消)
 (1、2歳児の受け皿整備量)
 年間4.2万人(加速化プラン)→年間**5.1万人**(子育て安心プラン)
 (促進策)
- ・幼稚園における2歳児の受入れ拡大
 - ・小規模保育の普及
 - ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及
 - ・企業主導型保育の推進

② 「M字カーブ」解消のため、女性の就業率80%に対応できる受け皿整備

- ・H34年度末までの5年間で約32万人



③-1 土地の確保、既存施設の活用の推進

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料補助
- ・大規模マンションでの保育園の設置促進
- ・幼稚園の活用や学校の空き教室の活用

③-2 きめ細やかなサービスの展開

- ・保育コンシェルジュの全国的な普及促進
- ・市町村ごと、更に市区町村内における「保育提供区域」ごとの待機児童の解消状況の公表

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定） （抜粋）

○第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

（2）人材投資・教育

① 人材投資の抜本強化

小中学校9年間の義務教育制度、無償化は、まさに、戦後の発展の大きな原動力となった。70年の時を経て、社会も経済も大きく変化した現在、多様な教育について、全ての国民に真に開かれたものとしなければならない。その第一歩として、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める。

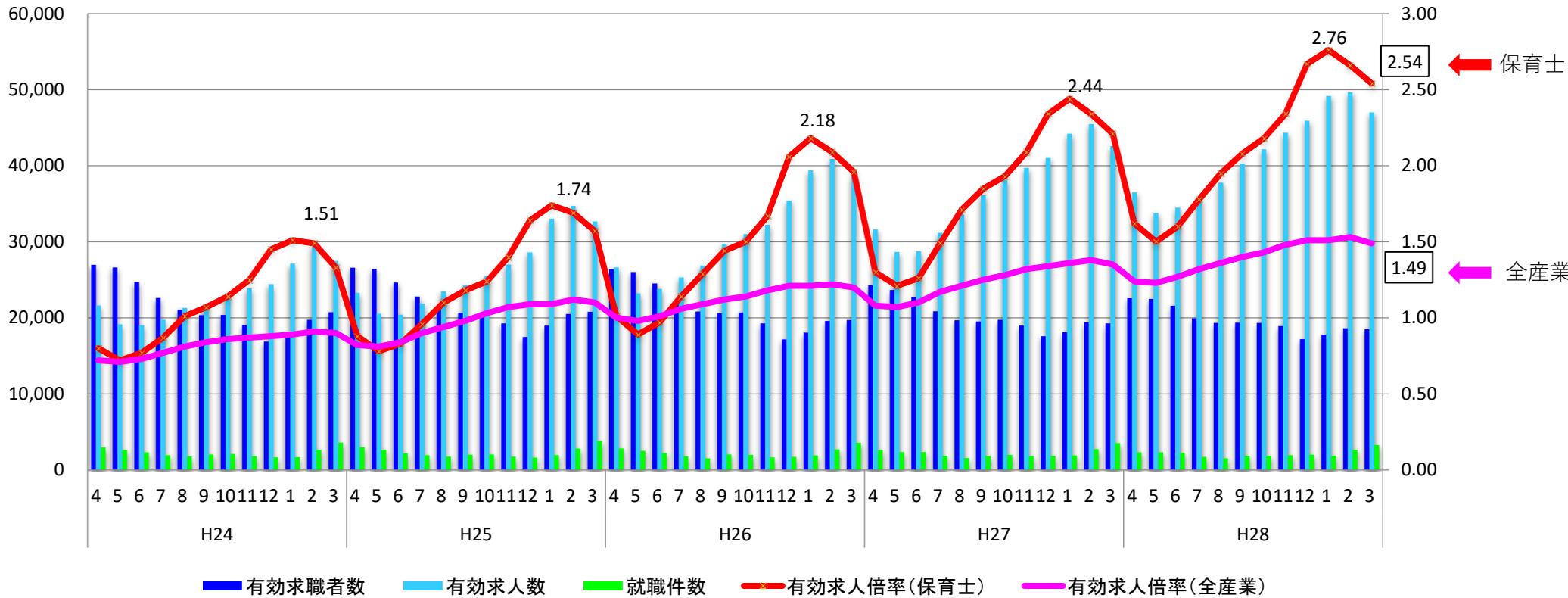
（3）少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

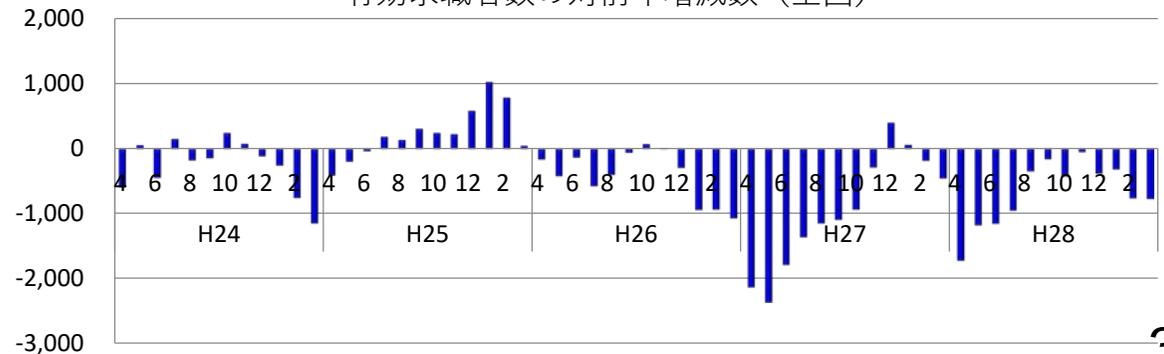
引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 保育士の有効求人倍率は、毎年1月頃がピークであり、直近の平成29年3月の保育士の有効求人倍率は2.54倍（対前年同月比で0.33ポイント上昇）となったことから、今後も例年より高い水準となることが見込まれる。



有効求職者数の対前年増減数（全国）



（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全産業の有効求人倍率は、実数である。

平成28年及び平成29年における保育士の各都道府県別有効求人倍率の比較（各年3月時点）

- 有効求人倍率は、おおむね全国的に前年同月よりも上昇している。
- 東京都では、依然高い水準にあるものの、前年より減少している。

	平成28年 3月時点	平成29年 3月時点
全国	2.21	2.54
北海道	1.50	1.57
青森	1.47	1.86
岩手	1.32	1.58
宮城	1.96	2.27
秋田	1.58	1.70
山形	2.10	2.96
福島	1.64	1.83
茨城	2.49	2.91
栃木	2.43	3.11
群馬	0.97	1.23
埼玉	3.34	4.10
千葉	2.55	2.55
東京	5.45	4.99
神奈川	2.68	2.81
新潟	1.55	2.09
富山	1.48	1.88
石川	1.73	2.94
福井	2.63	2.69
山梨	1.05	1.16
長野	1.28	1.28
岐阜	1.52	1.90
静岡	1.93	2.30
愛知	1.71	2.69

	平成28年 3月時点	平成29年 3月時点
三重	2.01	2.09
滋賀	3.86	2.71
京都	1.63	2.45
大阪	2.34	3.05
兵庫	1.68	2.23
奈良	1.93	1.99
和歌山	3.10	2.42
鳥取	3.19	3.02
島根	1.29	1.79
岡山	1.38	1.87
広島	3.74	3.47
山口	1.24	1.30
徳島	2.63	4.15
香川	1.20	1.77
愛媛	1.43	1.64
高知	1.02	1.42
福岡	1.59	1.96
佐賀	1.55	1.69
長崎	1.29	1.81
熊本	1.59	2.03
大分	1.39	1.41
宮崎	1.63	2.48
鹿児島	1.32	1.93
沖縄	2.43	2.98

平成28年及び平成29年における保育士の各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年3月時点）

平成28年3月時点

平成29年3月時点

	新規求職 申込件数	有 効 求職者数	新 規 求 人 数	有 効 求 人 数	有効求人倍率
全国	5,237	19,251	12,591	42,568	2.21
北海道	307	1,177	501	1,769	1.50
青森	90	293	149	432	1.47
岩手	111	396	144	523	1.32
宮城	110	413	250	808	1.96
秋田	47	201	121	318	1.58
山形	51	180	94	378	2.10
福島	106	329	157	541	1.64
茨城	102	330	250	823	2.49
栃木	94	326	276	792	2.43
群馬	115	381	132	369	0.97
埼玉	203	812	668	2,713	3.34
千葉	160	651	460	1,659	2.55
東京	323	1,463	2,166	7,967	5.45
神奈川	224	876	589	2,348	2.68
新潟	101	349	191	540	1.55
富山	32	130	72	193	1.48
石川	34	159	80	275	1.73
福井	35	145	110	381	2.63
山梨	43	164	43	173	1.05
長野	70	259	116	331	1.28
岐阜	102	317	161	481	1.52
静岡	105	429	226	828	1.93
愛知	214	853	425	1,456	1.71
三重	58	198	87	398	2.01
滋賀	69	262	153	1,011	3.86
京都	119	432	230	706	1.63
大阪	342	1,262	939	2,956	2.34
兵庫	264	910	462	1,532	1.68
奈良	65	218	126	420	1.93
和歌山	37	111	184	344	3.10
鳥取	42	110	113	351	3.19
島根	34	133	81	171	1.29
岡山	90	347	161	479	1.38
広島	125	417	528	1,560	3.74
山口	85	298	96	369	1.24
徳島	33	113	95	297	2.63
香川	49	161	81	193	1.20
愛媛	57	228	81	325	1.43
高知	45	175	72	179	1.02
福岡	265	987	509	1,566	1.59
佐賀	62	190	105	294	1.55
長崎	101	318	127	410	1.29
熊本	124	397	248	630	1.59
大分	80	262	145	364	1.39
宮崎	77	246	142	400	1.63
鹿児島	146	479	221	631	1.32
沖縄	89	364	224	884	2.43

	新規求職 申込件数	有 効 求職者数	新 規 求 人 数	有 効 求 人 数	有効求人倍率
全国	4,953	18,478	14,432	47,019	2.54
北海道	287	1,146	645	1,802	1.57
青森	62	278	158	516	1.86
岩手	89	323	142	511	1.58
宮城	107	367	255	833	2.27
秋田	55	175	138	298	1.70
山形	44	152	135	450	2.96
福島	89	303	179	554	1.83
茨城	90	333	367	969	2.91
栃木	74	282	257	877	3.11
群馬	81	340	122	417	1.23
埼玉	204	826	825	3,384	4.10
千葉	161	666	427	1,701	2.55
東京	332	1,499	2,152	7,477	4.99
神奈川	245	898	721	2,523	2.81
新潟	87	328	218	686	2.09
富山	28	117	65	220	1.88
石川	40	125	76	367	2.94
福井	30	106	79	285	2.69
山梨	53	177	62	205	1.16
長野	80	273	134	349	1.28
岐阜	92	270	179	513	1.90
静岡	112	483	283	1,109	2.30
愛知	188	778	688	2,094	2.69
三重	64	234	168	488	2.09
滋賀	61	249	203	676	2.71
京都	95	357	207	875	2.45
大阪	337	1,117	1,089	3,407	3.05
兵庫	222	828	615	1,846	2.23
奈良	57	213	142	423	1.99
和歌山	30	106	83	257	2.42
鳥取	45	129	161	390	3.02
島根	32	130	120	233	1.79
岡山	100	358	201	668	1.87
広島	118	446	523	1,547	3.47
山口	85	315	192	408	1.30
徳島	35	110	156	457	4.15
香川	35	144	93	255	1.77
愛媛	60	232	133	381	1.64
高知	48	147	90	209	1.42
福岡	261	995	453	1,949	1.96
佐賀	53	212	99	359	1.69
長崎	83	270	182	488	1.81
熊本	114	367	239	746	2.03
大分	70	243	136	342	1.41
宮崎	72	234	276	581	2.48
鹿児島	149	456	267	878	1.93
沖縄	97	341	297	1,016	2.98

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆保育人材の確保については、処遇改善のほか、就業促進や離職の防止なども含めて、総合的に取り組んでいくことが重要。
- ◆平成25年時点で、保育所等勤務保育士は、37.8万人であり、平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材(約9万人)の確保を目指す。

【6. 9万人の確保】

(受け皿拡大40万人ベース)

これまでの保育人材確保策 (保育士確保プラン)

- 保育士資格の新規取得者の確保
 - ・保育士試験の年2回実施
 - 27年度：4府県で実施
(国家戦略特区)
 - 28年度：46都道府県及び
1政令市に拡大
 - 29年度：全ての都道府県で実施
 - ・修学資金貸付 など
- 保育士の就業継続支援
 - ・処遇改善
 - 消費税を活用し、3%改善
 - ・保育士宿舍借り上げ支援 など
- 離職者の再就職支援
 - ・保育士・保育園支援センターや
ハローワークによるマッチング支援 など

+

【2万人程度の確保】

(受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

- インターンシップや保育園見学の機会の提供等により、新卒の人材確保に取り組む市町村への支援 【29予算】
- 保育士宿舍借り上げ支援事業の対象者拡大(採用されてから5年以内の者→10年以内の者) 【29予算】

保育士の就業継続支援

- 保育補助者の雇上支援の拡充 【28補正】
- 保育事業主による雇用管理改善の取組への助成 【28補正：制度要求】
【29予算】

多様な人材の活用

- 保育士配置特例による子育て支援員等の活用 【省令改正：28年度】

離職者の再就職支援

- 就職準備金や保育料の一部貸付による離職した保育士への支援 【27補正】 【28補正】
- 再就職のためのマッチング支援の強化(マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置) 【29予算】

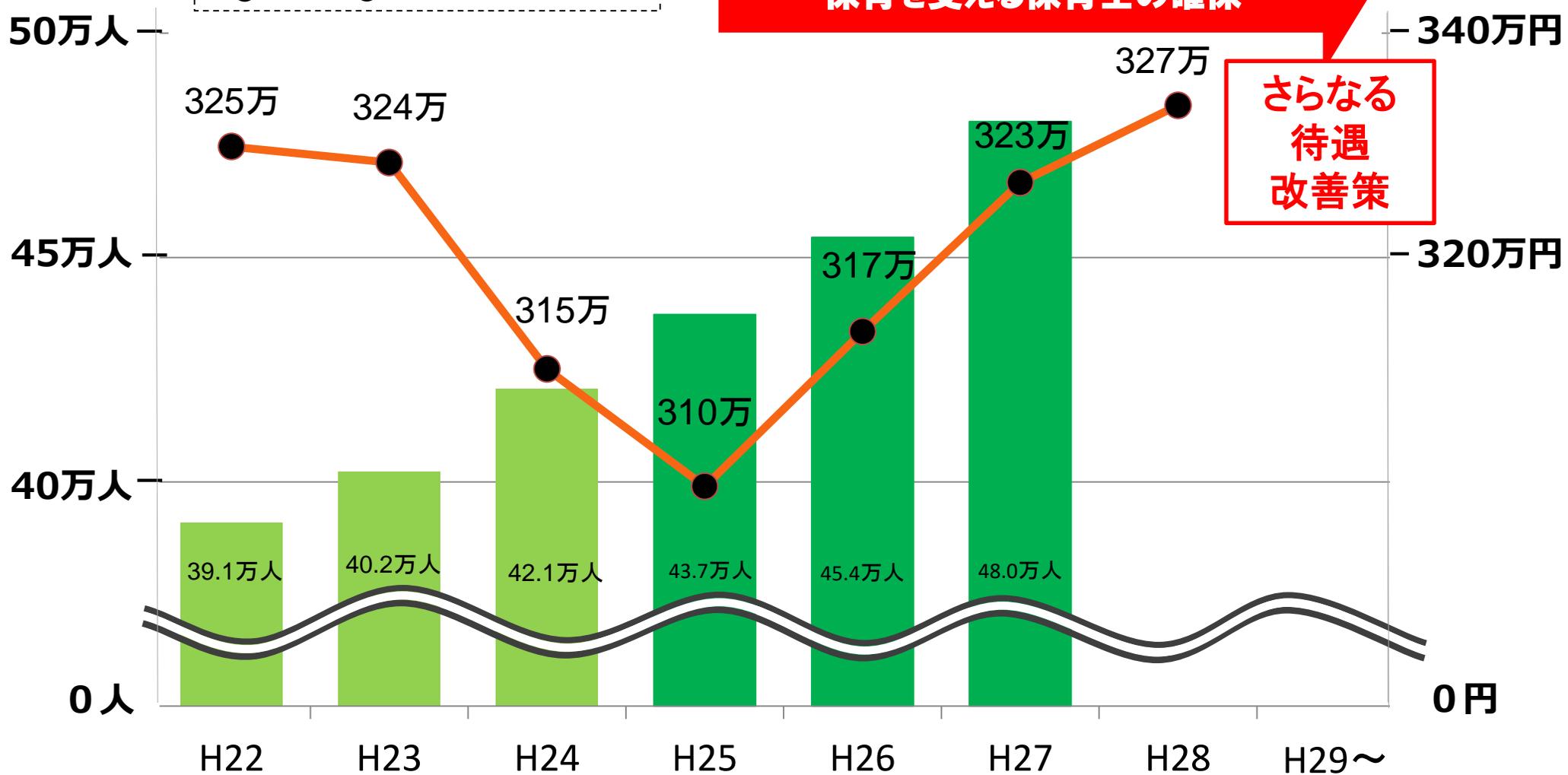
⇒保育士等の更なる処遇改善と合わせ、総合的な対策を実施

「保育士数」と「保育士の年収」の推移



「待機児童解消加速化プラン」
保育を支える保育士の確保

さらなる
待遇
改善策



※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」による、各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(実数)

※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における6月の月収と前年の賞与から推計

※平成27年は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業所における保育従事者及び家庭的保育者のうち、保育士資格保有者の数を含む。

保育士と全産業の賃金比較(月額)

(単位：万円)

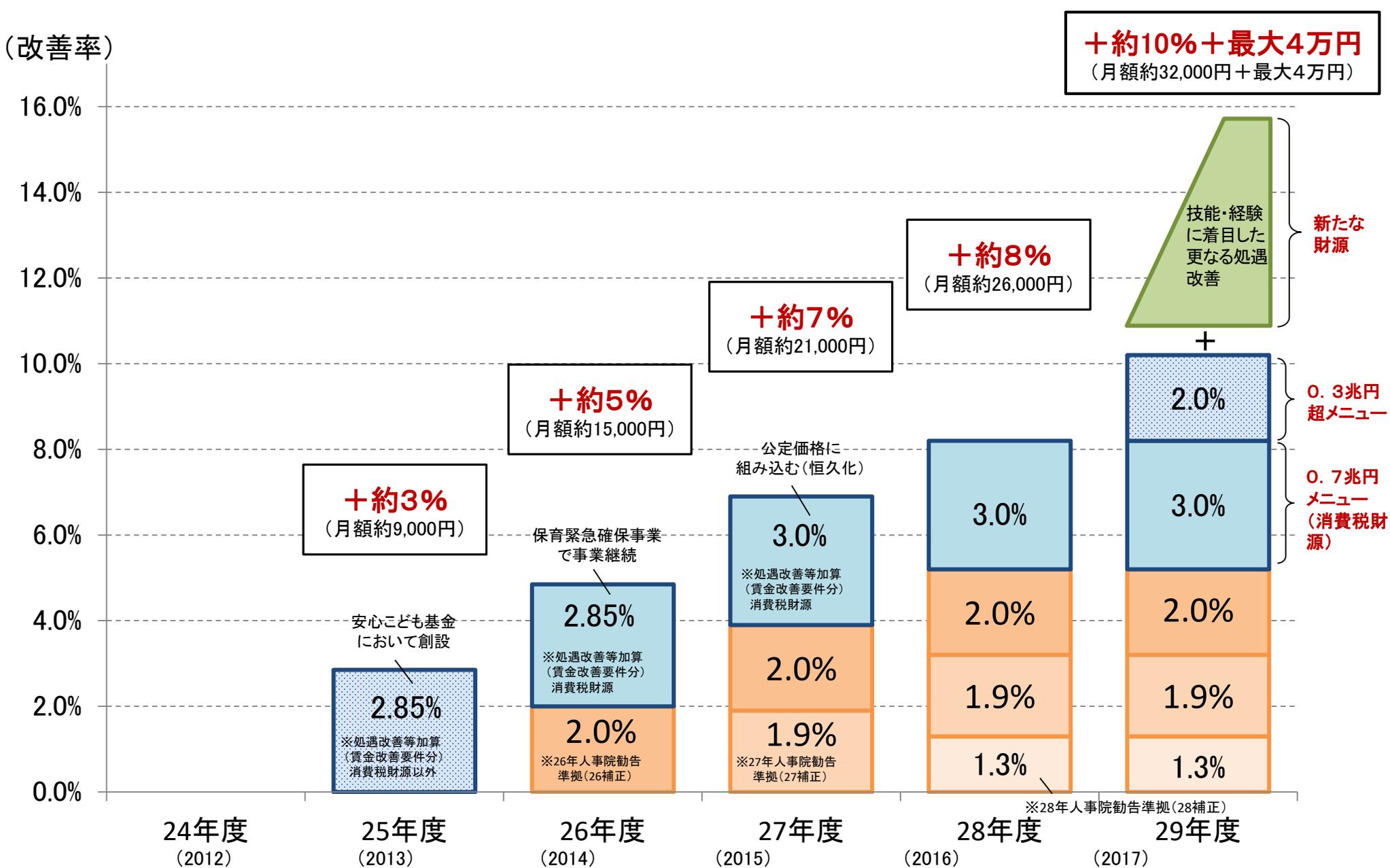
	きまって支給する現金給与額 (基本給・諸手当・超勤額)	+	賞与	=	賃金月額
--	--------------------------------	---	----	---	------

保育士	(女性)	22.2 (21.8)		4.9 (5.0)		27.1 【年収325万】 (26.8) 【年収322万】
	(男女)	22.3 【年収268万】 (21.9) 【年収263万】		4.9 (5.0)	差額：4.3万円 (4.3万円) ⇒まずはこの解消を 目指す(注1)	27.2 (26.9)
全産業	(女性)	26.3 (26.0)	差額：11.0万円 (11.4万円) → 一般的に指摘 される処遇格差	5.1 (5.1)		31.4 (年収376万) (31.1) (年収373万)
	(男女)	33.4 【年収400万】 (33.3) 【年収400万】		7.5 (7.4)		40.8 (40.8)

<平成28年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)をもとに算出>

- (注1) 保育士の95%程度が女性であることを踏まえ、女性の賃金月額で比較。
- (注2) 上記数字は月額であり、賞与は12で割った数。
- (注3) 括弧書きは平成27年賃金構造基本統計調査をもとに算出した額。
- (注4) 上記の額は四捨五入を行っているため、それぞれの額の差や合計が一致しないものがある。

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の常勤保育士の給与改善額

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

所要額 約1,100億円(公費)

※幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

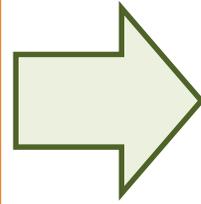
【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体：都道府県等

※ 研修修了の効力：全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効



新 副主任保育士 ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善

保育士等 <平均勤続年数8年>

園長
<平均勤続年数24年>

主任保育士
<平均勤続年数21年>

※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

執行面の留意事項

- **経験年数**に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- **研修**に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- **月額4万円の配分**については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。
ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、**職務手当を含む月給**により実施。

(※)平成29年度予算における対応

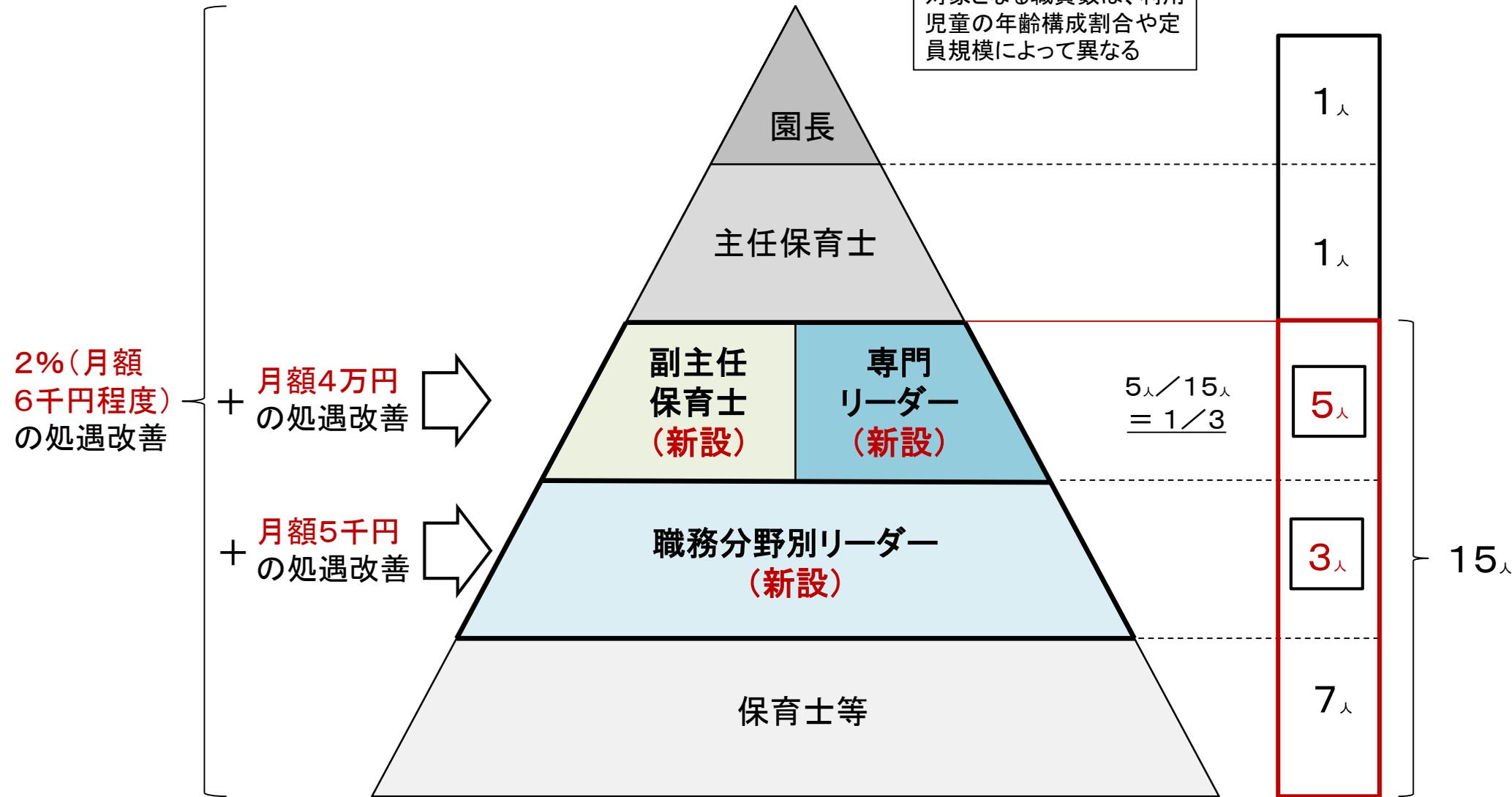
- ・保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充（保育士等1人当たり年間2日→年間3日）。
- ・リーダー的な役割を求められる職員等が受ける、都道府県による研修の実施に必要な費用を支援。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

対象となる職員数は、利用児童の年齢構成割合や定員規模によって異なる



保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたり、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。（「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知））

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
 - ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
 - ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。（修了証は全国で有効。）
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育の意義 乳児保育の環境 乳児への適切な関わり 乳児の発達に応じた保育内容 乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の意義 幼児教育の環境 幼児の発達に応じた保育内容 幼児教育の指導計画、記録及び評価 小学校との接続
③障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の理解 障害児保育の環境 障害児の発達の援助 家庭及び関係機関との連携 障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養に関する基礎知識 食育計画の作成と活用 アレルギー疾患の理解 保育所における食事の提供ガイドライン 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健計画の作成と活用 事故防止及び健康管理 保育所における感染症対策ガイドライン 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の意義 保護者に対する相談援助 地域における子育て支援 虐待予防 関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントの理解 リーダーシップ 組織目標の設定 人材育成 働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育における環境構成 子どもとの関わり方 身体を使った遊び 言葉・音楽を使った遊び 物を使った遊び

改定後の保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なもの関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
 - ※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

背景

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成27年4月）
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率 27.6%（H20）→38.1%（H27））
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（42,664件（H20）→103,260件（H27））等

保育所保育指針の改定の方向性

○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。（特に、0歳児の保育については、乳児を主体に「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から整理・充実。）

○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までには育てほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

○「子育て支援」の章を新設

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

今後のスケジュール 「議論のとりまとめ」の内容を踏まえ、本年度中に保育所保育指針を改定の予定。
※改定された保育指針については、1年の周知期間をおいて、平成30年度から施行予定。

平成29年度予算保育対策関係予算の概要
(参考資料)

保育園等整備交付金

(平成28年度予算) (平成29年度予算)
534.2億円 → 564.0億円

【趣旨】

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)して、保育園等の整備を推進する。

【対象事業】

・ 保育園緊急整備事業	449.5億円	→	494.8億円
・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)	41.1億円	→	30.9億円
・ 小規模保育整備事業	43.6億円	→	30.5億円
・ 保育園防音壁設置事業			7.8億円

【実施主体】 市町村(特別区含む。)

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等(公立施設を除く)

【補助率】 1/2(待機児童解消加速化プランに参加する場合は2/3)

待機児童解消加速化プラン



保育対策総合支援事業費補助金

平成28年度予算:389.6億円 → 平成29年度予算:394.8億円

【事業内容】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を強力に支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- また、総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿拡大に必要な保育人材の確保を図る。
- その他、障害児の受け入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育士確保対策 177億円（194億円）

- ①保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- ②保育士資格取得支援事業
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業【拡充】
- ④保育体制強化事業
- ⑤保育士試験による資格取得支援事業
- ⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑦保育士試験追加実施支援事業
- ⑧保育補助者雇上強化事業
- ⑨若手保育士や保育事業者への巡回支援事業
- ⑩保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
- ⑪保育園等における業務集約化推進事業【新規】
- ⑫保育人材就職支援事業【新規】

II 小規模保育等の改修等 122億円（174億円）

- ①保育園等改修費等支援事業
- ②保育園設置促進事業
- ③都市部における保育園への賃借料支援事業【新規】

III その他事業 96億円（22億円）

- ①民有地マッチング事業【拡充】
- ②認可化移行調査費等支援事業
- ③認可化移行移転費等支援事業
- ④広域的保育園等利用事業
- ⑤認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑥保育環境改善等事業
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧サテライト型小規模保育事業【新規】
- ⑨保育利用支援事業（入園予約制）【新規】
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【新規】
- ⑪保育園等の事故防止の取組強化事業【新規】
- ⑫保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業【新規】

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育園等における潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助率】 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

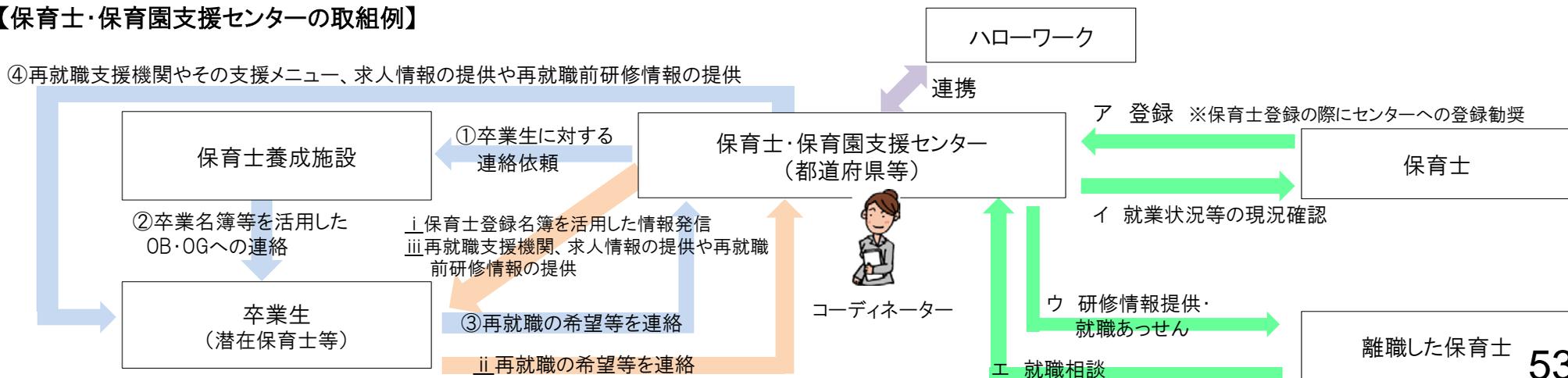
【要求(拡充)内容】

マッチング支援について、一定の実績がある都道府県等については、コーディネーターの追加配置を可能とする。

【保育士・保育園支援センターの主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 保育園に対する取組
 - ・潜在保育士の活用方法(勤務シフト、求人条件、マッチング等)に関する助言
- 保育士に対する取組
 - ・保育園で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職場体験など)
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育園への離職時に保育士・保育園支援センターに登録し、再就職支援(求人情報の提供や研修情報の提供)を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育園支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

【保育士・保育園支援センターの取組例】



【目的】

保育士の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【実施主体】

待機児童解消加速化プランに参加する市町村(特別区を含む)

【要求(拡充)内容】

対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を緩和し、採用から10年以内の者まで事業の対象者を拡大する。

【補助率】

国 1/2 市町村(特別区含む) 1/2

※保育園等の設置者が実施する場合は 国1/2、市町村1/4、保育園等の設置者1/4

【補助単価】

1人当たり 月額82,000円(上限)

【概要】

就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育園見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する

<市町村における人材確保に関する事業の例>

○潜在保育士の再就職支援

- ・ 保育士・保育園支援センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援（就職相談会の開催等）
- ・ 雇用管理制度の改善に関する説明会の開催等による保育事業者に対する多様な働き方の支援 等

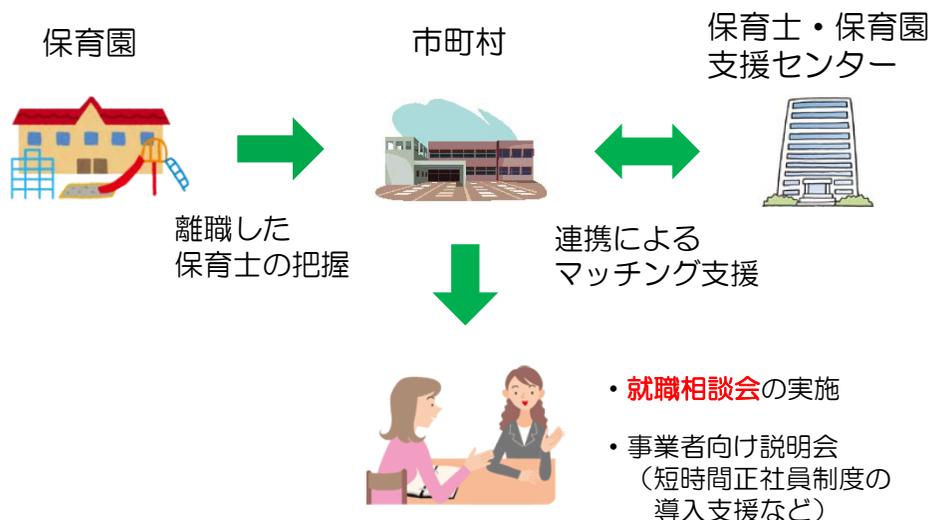
○新卒の人材確保・就業継続支援

- ・ 保育士養成施設の学生に対するインターンシップや保育園見学の機会の提供
- ・ 高校生や中学生の職場体験
- ・ 新規採用された保育士を対象とした研修の実施（実践的な保育の技術の習得、保護者への対応等） 等

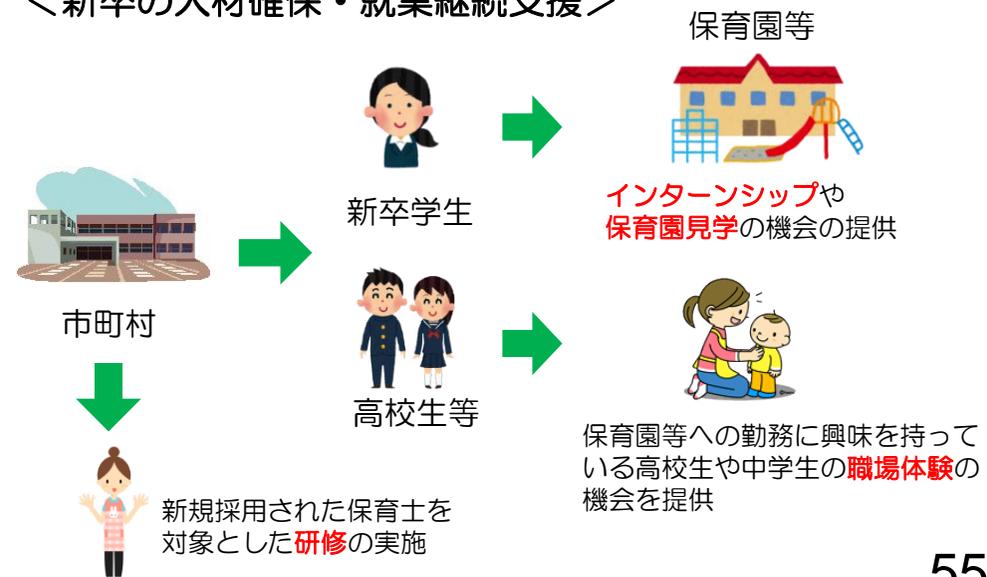
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国 1/2 市町村 1/2

<潜在保育士の再就職支援>



<新卒の人材確保・就業継続支援>



【事業概要】

土地等所有者と保育園整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育園等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

民有地マッチング事業を拡充し、保育園等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育園等の設置、運営の円滑化を推進するため、市区町村又は保育園等にコーディネーターを配置することを新たに支援する。(別添参考を参照)

【補助率】

国 1/2 都道府県 1/2

※市区町村が実施する場合は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助額】

コーディネーター配置経費 1か所当たり 4,000千円

- 保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

開所前

住民説明会の開催



住民との調整
・合意形成



【保育園等】



機能強化

開所後

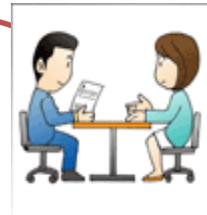
3歳児の保育園等への接続



地域活動への参加



保護者等への
相談援助



- **保育園設置に向けた地域住民との調整・合意形成**
- 保育園・自治体間の連携 など

- 3歳児の保育園等への接続支援
- 地域活動への参加
- 保護者等への相談援助 など



地域連携コーディネーター

自治体・保育園等に配置（民間事業者への委託も可）

【事業概要】

保育園において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児保育(体調不良時対応型)を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

【実施主体】

都道府県、市区町村

【拡充内容】

保育環境改善等事業を拡充し、一時預かりの継続利用を実施するために必要な改修費及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れに必要な設備等に要する費用を補助対象にする。

【補助率】

国 1/2 市区町村 1/2

※一時預かり事業の継続利用及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れの改修費・設備等の場合

【補助額】

1施設当たり 32,000千円

サテライト型小規模保育事業の創設

新規

(保育対策総合支援事業費補助金 394.8億円の内数)

- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。
- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受け入れを重点的にいき、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。

【保育園等】



0～5歳児
を受け入れ

【保育園等】

インセンティブを付与



3歳児以降の
受け入れ重点化

★ 小規模保育事業所で受け入れている
子どもの3歳到達時における保育園
等への積極的な受け入れを支援

3歳到達

【小規模保育事業所】



3歳未満児の受け入れ強化

- 【実施主体】 市区町村
【補助率】 国 1/2 市町村 1/2
【補助額】 1か所当たり 4,312千円

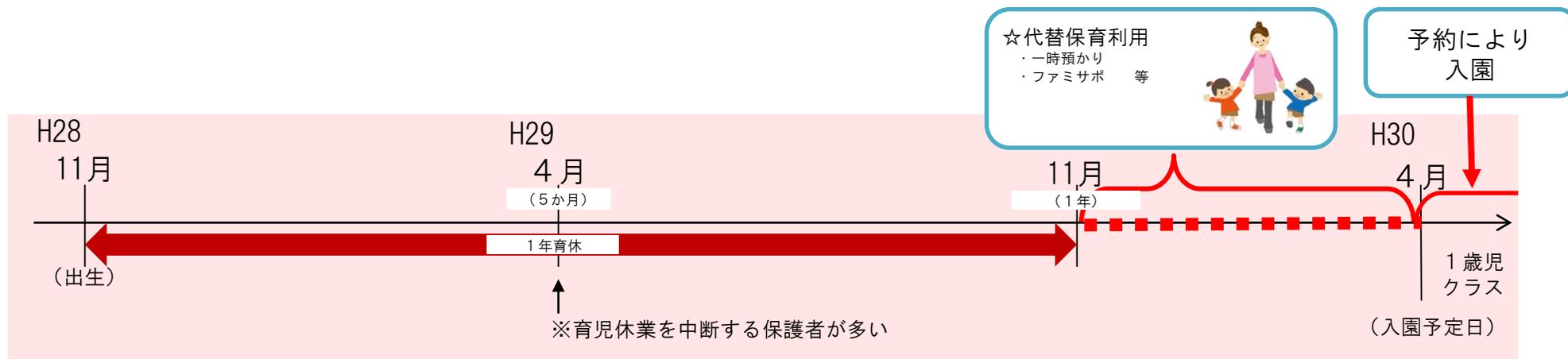
【事業内容】

0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育園に入園する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

【実施主体】市町村 【補助率】国 1/2 市町村 1/2

1. 育休明けから4月までの代替保育の利用支援



2. 保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

【事業内容】

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育園利用を希望される場合に、受け入れることができる保育園の体制の整備を行う。

医療的ケア児とは 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する。

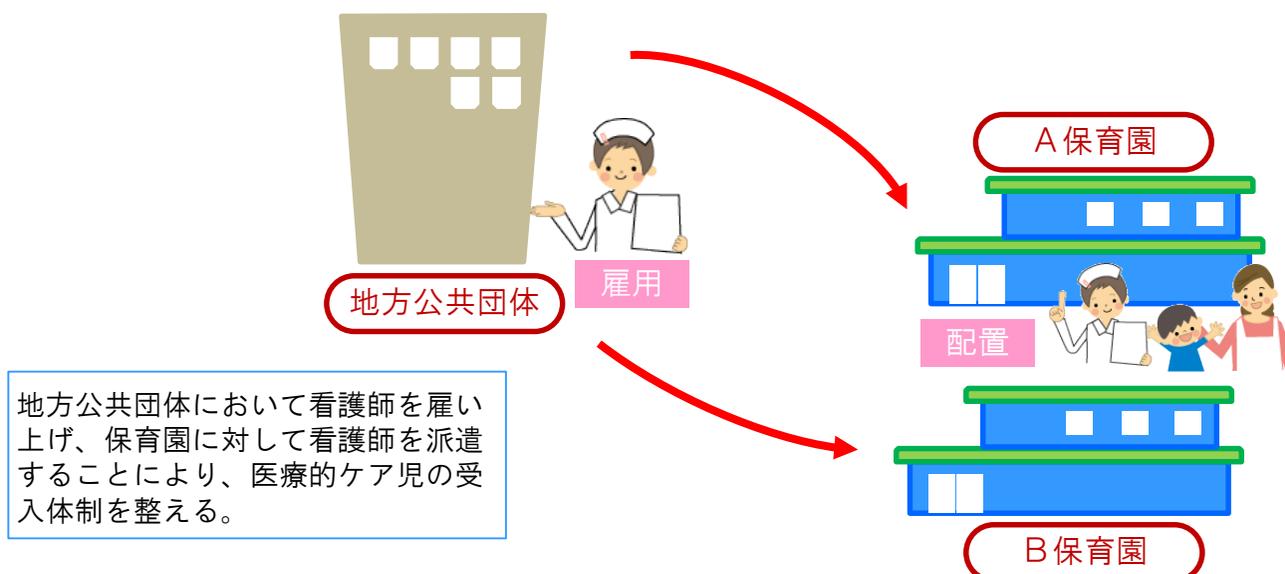
あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。（当該研修に係る代替職員の配置等）
- ・ 医療的ケア児受入れの際に、（研修受講済み）保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助率】 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

(市町村が実施する場合は、国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4)



1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

- 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論
 - ①重大事故の情報の集約のあり方
 - ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
 - ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

- 重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ
 - 報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定する等、事故報告制度を全般的に見直し。 ※平成27年2月16日に3府省で通知
 - ・公表のあり方: 国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

- 重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ
 - ・事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、マニュアルの作成(検討会では骨子を作成)
 - ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
 - ・事故の再発防止のための事後的な検証
 - 地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
 - 国…有識者会議を設置(H28.4.21)し、検証報告等を踏まえ、再発防止策を検討

- 地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知
- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
 - ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

○新たな取組(保育園等の事故防止の取組強化)

- 保育園や認可外保育施設等での死亡事故を防止するため、死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修の実施や睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行う。
 - 死亡事故等の重大事故の防止を内容とした研修事業の実施
 - 死亡事故等の重大事故の発生防止のための巡回支援指導員の自治体への配置

事故防止の取組

死亡率ゼロを目指す



<所要額>

- 【研修事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2
補助額: 1人当たり6千円
- 【巡回支援指導事業】 補助率: 国1/2 都道府県又は市町村1/2
補助額: 巡回支援指導員1人当たり4,064千円

【概要】

認可外保育施設・事業における都道府県又は市町村への届出・報告等に係る手続きの利便性を高め、施設・事業者からの設置の届出等を促し、あわせて、都道府県又は市町村における事務負担の軽減を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市又は市町村

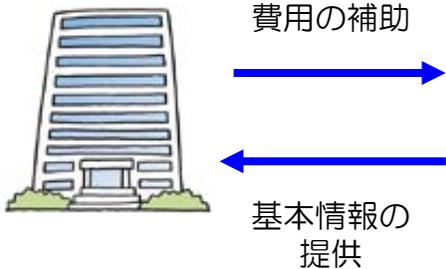
【補助率】

国 3/4 都道府県、指定都市、中核市 1/4
 (都道府県から市町村に権限委譲している場合) 国 3/4 都道府県 1/8 市町村 1/8

【補助基準額】

1自治体当たり 40,000千円

【厚生労働省】



ICT化により、届出等手続きの負担減

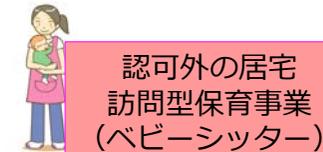
都道府県又は市町村



届出等システム
の導入

○システムの構築

○届出、運営状況報告
等の情報の集約



施設・事業の
実態把握

届出等業務効率化
による指導の強化

書類作成効率化による
保育環境の改善

平成29年度幼児教育無償化に向けた対応（保育園）

1. 市町村民税非課税世帯の第2子保育料の無償化

市町村民税非課税世帯（第2階層）＜生活保護世帯を除く年収約260万円未満＞

第2子保育料	3歳以上児	3,000円（月額）⇒	0円（月額）
	3歳未満児	4,500円（月額）⇒	0円（月額）

2. 年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第1子保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減

①市町村民税所得割課税世帯（第3階層）＜年収約260～330万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	7,750円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	9,250円（月額）⇒	9,000円（月額）

②市町村民税所得割課税世帯（第4階層の一部）＜年収約330～360万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	13,500円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	15,000円（月額）⇒	9,000円（月額）

※年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第2子以降の保育料は平成28年度無償化

対象人数 9.5万人

所要額 37.0億円（国費 12.2億円、地方費 24.8億円）

平成28年度二次補正予算
保育対策関係予算の概要
(参考資料)

[趣旨]

- 待機児童解消加速化プランについては、今後、女性の就業がさらに進むことを念頭に、加速化プランに基づく平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、40万人から50万人に拡大
- この保育の受け皿拡大をさらに加速させるため、平成29年度に予定している3.9万人分の保育の受け皿拡大のうち、2万人分を前倒しし、施設整備等を進めるための経費を補正

●保育所緊急整備事業

保育園等(分園含む)の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

※待機児童解消加速化プランに参加する場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

●小規模保育整備事業

小規模保育事業所の創設、増築、老朽改築等に係る費用の一部支援

※待機児童解消加速化プランに参加する場合は、補助率の嵩上げを実施(1/2 → 2/3)

●防犯対策強化事業(事項要求)

保育園等におけるフェンス等外構等の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等にかかる費用の一部支援(1/2)

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	5カ年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)		(計 237,919人)			

前倒し

2万人

☆ 保育人材の確保のための貸付事業を拡充

☆ 潜在保育士の再就職支援のための就職準備金を倍増するとともに、勤務環境改善のための保育補助者の雇上支援を拡充するほか、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業の利用料金の貸付を新たに創設

拡充
潜在保育士の再就職支援の促進(潜在保育士に対する再就職準備金の拡充)
【所要額】 29.2億円

- 潜在保育士が再就職する場合の**就職準備金の貸付額を倍増**
20万円(平成27年度補正予算) → 40万円
- ※ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除

○貸付額(上限) 就職準備金 **40万円**

拡充
保育補助者雇上支援
【所要額】 50.6億円

- 保育補助者(フルタイム)1名配置(平成27年度補正予算)
+ 保育補助者(短時間勤務)1名追加配置
- ※ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置できるよう、雇上費の貸付を拡充
- ※ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除

【保育補助者雇上費貸付】(平成27年度補正予算)

○貸付額(上限) 295.3万円(年額)
(貸付期間:最長3年間)

+

【保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付】(**拡充**)

○貸付額(上限) 221.5万円(年額)
(貸付期間:最長3年間)

新規
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援
【所要額】 32.2億円

- 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援
- ※ 2年間の勤務により返還を免除

○貸付額(上限) 事業利用料金の半額
(貸付期間:2年間)

【実施主体】 都道府県・指定都市
【補助率】 国 9/10 都道府県・指定都市 1/10

【概要】

認可外保育施設については、毎年、認可の施設・事業に比べ死亡事故の報告件数が多いこと、また、施設の防犯対策を強化する観点から、認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設に対し、事故防止や事故後の検証及び防犯対策の強化のためのカメラの設置等、認可外保育施設での事故予防・防犯対策に必要な費用を支援する。

【実施主体】 都道府県又は市町村

【補助率】

国 3/4 地方 1/4

【補助単価】

・カメラ設置等 : 最高 10万円 (1か所当たり)

